

まえがき

当センター研究部では、昭和62年度の研究テーマとして、「地球化時代の自治体」を取り上げた。この理由は、自治体が政策展開をするにあたって、いかなる分野においても「国際化」を抜きにしては為しえず、このためには、現在の「国際化」といわれるいろいろな状況をグローバルな視点で捉え直し、地域と世界を直接結びつけて考えることが必要であると考えたからである。

具体的研究の場面では、本県が提唱した「地方の時代」を念頭に置きつつ、地域への「国際化」の影響や、今日の問題である「地域における外国人」の問題に留意して検討を加えたつもりである。

今回のテーマは、1年という期間のなかで深く掘り下げて研究するにはあまりにも大きく、十分に研究し得たとはいいがたい。

この意味で、本報告書は未だ研究の途上にあるといえるが、ある程度の結論を出してみた。今後、自治体において、政策を立案する際の1つの検討資料になれば幸いである。

昭和63年3月

神奈川県自治総合研究センター

所長 天内 宏

目 次

まえがき

はじめに

〔総 論〕

第 1 章 地球化時代の到来	1
1 地球化時代の意味	1
2 経済のグローバル化	2
3 問題のグローバル化	7
第 2 章 「地域化」と開放系社会	14
1 地球化時代と市民意識	14
2 国の変容	21
3 自治体と変容	22
4 開放系社会と自治体	24
第 3 章 自治体の役割	28
1 地球化時代における「共存共栄」	28
2 自治体政策展開の基本的方向	30

〔各 論〕

第 4 章 地域と外国人	34
総説	34
1 外国人労働者	34
1. 外国人労働者の意義	34
2. 出稼ぎ外国人労働者の急増	34
3. 出稼ぎ外国人労働者の急増の背景	38

4. フィリピンという国	40
5. 地域における出稼ぎ外国人労働者の実態	45
6. 問題の検討	50
7. 外国人労働者に関する提言	56
2 来国生（らいこくせい）	61
1. 「来国生」という言葉	61
2. 来国生の実態	61
3. 帰国児童生徒の現状	62
4. 来国生の扱い	67
5. 横浜市立元街小学校	70
6. 外国の現地校で日本の児童生徒はどういう扱いを受けているのか	72
7. 来国生に関する提言	73
3. 留学生	77
1. 増え続ける入国者	77
2. 留学生と就学生	78
3. 東南アジアからの留学生	80
4. 保証人	82
5. 日本語学校	84
6. 語学力	85
7. 奨学金	86
8. 排他性	87
9. 留学生に関する提言	88

参考資料

1. 神奈川県内における入管法違反事故関係（東京入国管理 横浜支局資料）	91
2. 地方公務員の外国人採用の関係（「コリア就職情報」コリ アフファミリーサークル資料）	95

はじめに

現在、わが国において「国際化」の論議が盛んに行われている。この背景には対米経済摩擦に象徴される「開国」圧力があり、他方において事実として経済、生活の全般にわたる「国際化」の浸透があると考えられる。

「国際化」の定義は、「外国との相互理解を深めるために外国との接触を増やすこと」「日本のシステムと他のシステムとの間の接触、差異の認識をすることによって、利害の調整やシステム相互間の共通項をつくる作業をいう」など、人により様々に言われている。

これらの定義に共通していえることは、「国際化」という言葉に象徴されるように、「国」と「国」との関係という枠組みで捉えていることである。

しかしながら、現在の事実の進行は、「国」という枠で捉えるには限界がある。そこで、一個の地球と言う視野で、現在進行している事実を分析し、それが地域、市民、自治体に及ぼす影響を探ること、そして、いくつかの具体的な問題を検討することにより、今後の方向性を提示することを本書の目的とした。

このため、本書では表題に「地球化」という言葉を使用した。「地球化時代」という言葉を使用したもう一つの理由は、現在の急激な事実の進行が私達の意識、あるいは価値観の転換を促す要因となりうるとの時代認識からである。

この本の構成は全4章からなっており、第1章の「地球化時代の到来」では地球化時代の意味、内容を述べ、第2章の「『地域化』と開放系社会」では、この地球化が市民、自治体、国に及ぼす影響を中心に述べた。第3章の「自治体の役割」では、1、2章を踏まえて自治体の果たす役割を概括的に述べた。続く4章では、地域での「地球化」が惹起している問題として「外国人」に絞り、「外国人労働者」「来国生」「留学生」の3つを取り上げ、検討を行った。

第1章 地球化時代の到来

1. 地球化時代の意味

「^{きわ}際」が消えていく。企業は、国内における工場等の移動から、世界戦略のもと国境という垣根をこえ海外へと移動していく。熾烈な企業間競争に勝ち抜くため、企業利益を極大化するためには、国内と海外とを一体として見るが必要になっている。そこでは、国内、国外を意識しないグローバルな視野が要求される。

科学技術、交通機関の発達は、僅かの時間で私達を地球のあらゆる地域に運んでくれる。更に時間の短縮を追求して、今やジェット旅客機から超音速ジェット旅客機の時代へと移行しつつある。

35年前に初めて就航した東京―パリ間の片道運賃は、286千円で当時の大卒男子の初任給11千円の2年2ヶ月分であったのが、現在、378.9千円と大卒男子の初任給152千円の2.5ヶ月分の運賃で行けるようになった。

望めば誰もが国境を越えて地球のほとんど全ての地域に僅かの時間で行くことができる時代になったのである。

また、電話、データ通信、衛星中継といった情報技術の発達は、地球のある地域で起きた出来事の報道やその地域の人々とのコミュニケーションをリアルタイムで私達に届けることを可能ならしめた。国際電話も直通にするなど気楽にかけられるようになりつつある。

わが国の製品が外国市場を賑わす一方、私達の身のまわりにも外国の物であふれている。私達はいまではほとんど意識せず、ごく自然に外国の物を生活の中に取り入れている。人についても、私達が国外へ行くばかりではなく、国内において留学生、外国人労働者といった生活目的の外国人が急増している。

ひと、もの、かね、情報の移動の自由度が増し、科学技術、交通機関の発達ともあいまって時間、距離的に地球が狭くなるにつれて、地球は一体化の方向へと進む。このことは国と国との相互依存関係がますます強まるというだけに止まらず、国を超えて地域と地域、人と人の関わりを抜きにしては解決できない問題が生じてくることを意味する。

私達のまわりには、国境を越えて入ってきたこうした「モノ」で満ち溢れてい

る。世界はほぼ無限に地域の内部に浸透してくる。このため、地域で、入ってきた「モノ」との摩擦も起きており、地域、自治体、住民は今までの考え方の変更を迫られている。いまや、地域から地球を考え、地球的視野で地域を考えねばならなくなった時代、すなわち地球化時代が到来したともいえよう。

2. 経済のグローバル化

(1) 世界経済システムと日本

このような地球化を主導したのは、経済である。経済的活動は市場を求め、活動範囲を限りなく拡大していく。

戦後の日本経済は、自由貿易を保障する世界経済システムのもとで、世界市場を対象に輸出を中心としてその規模を拡大してきた。

1986年には日本のGNPは19,600億ドル、表1にみるように、世界全体の11.9%にまで達しており、輸出でも米国とほぼ肩を並べるまでになっている。

更に対外資産・負債残高は、1985年を境に米国が赤字国に転落したのと対照的に、日本は1986年には総資産額、1800.4億ドルと世界最大の純債権国へとその位置を変えてきている。

日本経済は、世界経済システムの中心国である米国の相対的地位の低下とあいまって世界経済の中で重要性を高めてきたのである。

表1 米国、日本の世界経済に対するシェア(単位:%)

		1950	60	70	75	80	85	86
GNP	米国	39	34	32	25	23.0	27.2	25.2
	日本	1	3	6	8	9.0	9.2	11.9
輸出	米国	—	18.7	17.5	16.0	14.3	14.5	14.1
	日本	—	3.7	7.8	8.3	8.4	11.9	13.6
輸入	米国	—	14.1	16.3	15.3	16.0	22.9	23.9
	日本	—	3.9	7.2	8.4	8.8	8.2	7.8

(経済企画庁調べ)

(2) 国際分業の変化

① 貿易構造の変化

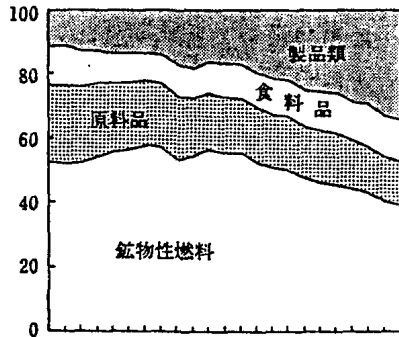
85年9月以降の円高で日本の貿易構造は大きく変わった。87年に入って輸出の伸びが鈍化する一方、輸入の増大が顕著になり貿易黒字の減少傾向が続いている。

この中で特に注目されるのが輸入製品の増加である。図1でみるように、製

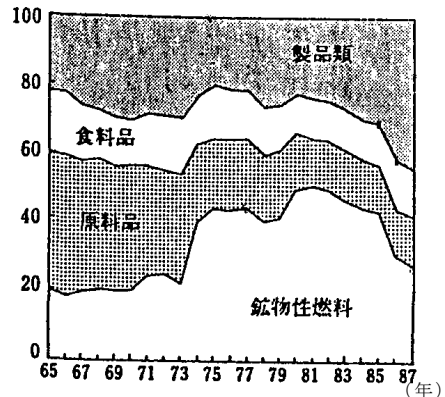
品輸入比率は、86年には名目で前年の31%から41.3%と急上昇し、87年も43.0%と引き続き上昇傾向が続いている。

実質（商品価格の年ごとの変動を除いて、商品構成の変化をみた数値）でみると、この傾向は60年代からの潮流であり、ここ数年の間に益々強まっていることがわかる⁽¹⁾。今後もこの流れは変わらないものと考えられる。

図1 輸入額の商品構成変化
(%) (実質)



(%) (名目)



(注) 円スペース、実質値は80年基準で実質化した。
87年は1~5月平均(季調値)。
(87年版経済白書)

最近の製品輸入の最大の特徴は、韓国、台湾、香港といった、いわゆるアジアNICsのシェアが高まったことである。87年1-9月期をみると韓国製品が前年同月比80.6%増、台湾製品85.4%増、香港製品が78.3%増といずれも86年の伸びを大きく上まわっている。これらの地域からの製品は、衣類、玩具といった軽工業製品に加えて機械機器類やプラスチックなどの一部化学製品が増加し、品目の多様化が進んでいる。

このことは、この地域に対して、これまでの「原材料を輸入して工業製品を輸出する」といった垂直分業から、「同一技術水準の工業製品を相互に補完的に輸出入する」といった水平分業が進みつつあることを意味しているといえよう。

②企業の海外進出（現地生産）

このような貿易構造の変化の要因として、アジアNICsの工業力の向上や貿易摩擦の広がりなどがあげられるが、最大の要因は85年9月のG5合意以降の急速かつ大幅な円高であろう。地球規模での企業間競争に打ち勝つには、

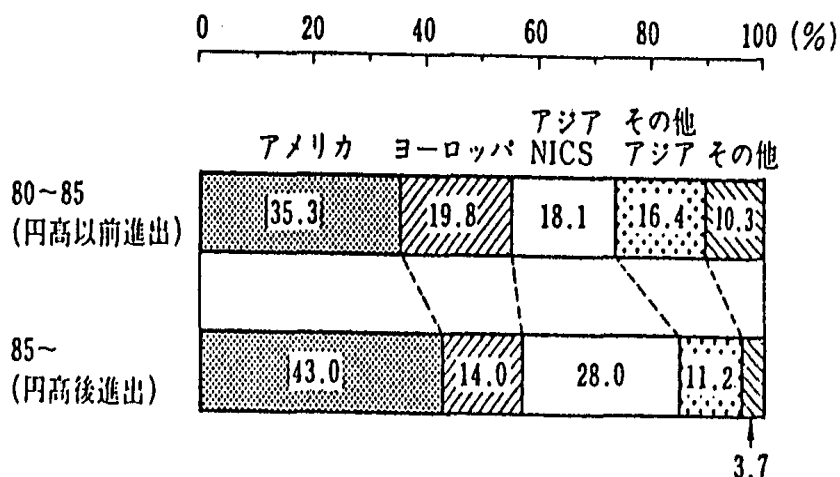
輸入価格の低下を通じて海外からの製品調達を増大させる一方、海外現地生産のコスト面での有利性を高め、海外の直接投資を拡大させることが要求されたからである。

86年度のおが国の海外直接投資額（届け出ベース）は223億2000万ドルに上り、85年度の海外直接投資額122億1700万ドルに対し、前年度比82.7%増という急増ぶりであった。金融・保険業、不動産業を中心とした非製造業（全体の80.4%）の伸びが大きい、製造業もアジア、米欧向けを中心に61.8%の増加を示しているのである。

87年1月に通産省が行ったアンケート調査⁽²⁾によれば、図2にみるとおり、円高以前と以後では、現地生産拠点の進出する地域に著しい特徴がある。全体の進出件数に占める割合は、アジアNICSが18.1%から28.0%へ、米国が35.3%から43.0%へそれぞれ高まっている。

その要因としてアジアNICSの場合、円高に伴う労働コストの有利性を見直しがあげられる。86年の後半からの新たな動きとして、日本企業のアジアNICSからASEANへの生産シフトがある。

図2 海外現地生産拠点の地域別シェア



出典 通商産業省「わが国企業の海外事業活動に関するアンケート調査」通商白書

③企業のグローバル化

経済のグローバル化を、多数国間における経済的相互依存関係の緊密化と定義するならば、この現象は企業のグローバル化によって惹起されたものといえる。

わが国の経済は安定成長期に入り、作れば売れる時代ではなくなった。一方、産業の高度化といった産業構造の変化に対応して、「業種」という垣根を越えて他分野からハイテク産業などの成長分野への企業参入が続いている。この意味でも「際」のない時代になったといえる。また、他方において近年の技術革新や技術の移転は、企業に生産規模の拡大を容易ならしめる。

このような傾向は、企業間競争に拍車をかけ成長分野においても過剰生産として現れている。例えば、ハイテクの代表とされる半導体でさえ競争の激化による価格の下落につながり、「半導体」不況といわれる状況を招いたのである。

この企業をとりまく厳しい環境は必然的に国内市場から海外市場へ、更に国内、国外市場を一体とした世界市場へと目を向けさせることになる。とりわけ85年9月以降の円高局面および貿易摩擦を契機として、国内の企業間競争から外国企業との競争へと「地球企業」を指向する動きが顕著になりつつある。

労働コスト、技術力等の比較優位構造の側面のほか、途上国の輸出指向、工業化政策への対応、先進国との競争と協調といった観点を踏まえ、企業は内外市場を一体と見なし世界各地に最も効率的な生産拠点、販売拠点を設置し始めている。同時に、このことは情報通信技術の発達とあいまって、情報、企画、研究、生産、販売を多様に結びつけたグローバルなネットワークを形成する動きとなって現れる。

報道によれば、玩具メーカーのトミーは、すでに日本の本社は玩具のアイデア、商品開発、設計といったソフトを生み出す技術センター機能と販売機能のみとなっており、生産はシンガポール、香港、（今後は、さらにタイ）の自社工場や委託生産だけで、日本では一切生産していないという。キャノングループでは、87年の海外生産比率12-13%を90年までに30%に高め、欧米やアジアの生産拠点を拡充し、事務機やカメラなどのうち比較的安い製品は海外で生産し日本に逆輸入するという。富士通でもコンピュータの周辺機器の強化を欧米の生産拠点で図ることを計画しているが、米国の工場では磁気ディスク装置、欧州の工場ではプリンターというように、市場別、製品別に分業し、各々の工場をグループ全体の供給基地に仕立てるかまえという。

更に、本田技研は89年8月に新たに工場を完成させ、米国における自動車の生産能力を一挙に年間51万台に拡大させる一方、88年春に日本へ高級車

の輸出を開始し始めている。このことは、貿易摩擦を回避するため、米国市場を対象に進出した自動車メーカーでさえ、激変する市場環境にあつてグローバルな効率的生産体制をとっていかざるをえないことを意味しているのではあるまいか。この傾向は今後も強まってくるものと思われる。

(3) 太平洋地域の一体化

成長のポテンシャルの高いASEAN、超大国である米国、そして世界最大の債権国の日本という3極を中心とした太平洋地域は、相互依存関係を強めながら経済規模を拡大させている。

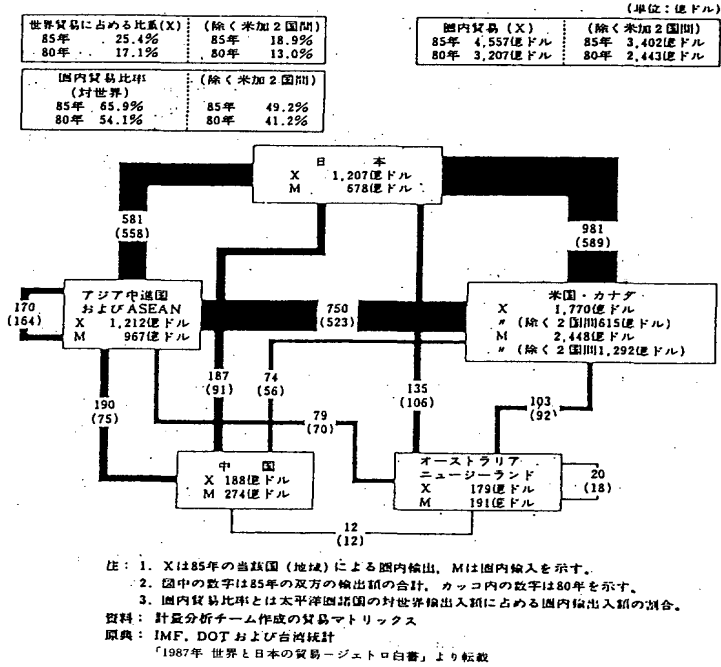
太平洋圏内の貿易は、図3にみるとおり、80年の3,207億ドル（世界貿易の17.1%）から85年には4,557億ドル（同25.4%）へと拡大し、圏内依存度も54.1%から65.9%に増大している。

貿易を通じた相互依存の強まりは、単に量の拡大だけではなく先にみた質の変化からも言える。アジアNICSとの垂直分業から、水平分業への変化はますますその方向を強めることになる。垂直的な産業間分業に比べ、水平分業は相互依存性が強い補完的な関係であり、かつ相手国の経済的向上にも寄与するからである。日本の産業が高度化する一方、一部工程や普及品生産をアジアNICSに依存する動きが広がっていることからみて、この傾向は今後も強まるものと思われる。

また、直接投資の増大、現地生産の増加も、企業が多国籍化するという点、企業内貿易の増大という点、あるいは第3国間貿易の増大という点からますます、太平洋地域の連関が図られ、同時に相互依存が強まり一体化の方向へ進むものと思われる。

各国経済のグローバル化は、それぞれの市場や制度の世界的融合という新しい段階に達しつつある。グローバル化は、各国のデレギュレーション、競争原理の活用を促す。このことは、経済面における日本的な市場構造・慣習に止まることなく、日本人の文化、社会生活など広範にわたり、私達の意識の変革をも迫ってくるのである。

図3 太平洋圏内貿易の進展



3. 問題のグローバル化

経済的生産活動が活発化、大規模化し、あるいはハイテク化する一方、経済のグローバル化に象徴されるように、各国の相互依存関係が緊密化する中で、今まで問題にならないか、あるいは一国もしくは地域でしか問題にされなかったことが、規模を拡大し、一国では解決できない問題として現れている。

この地球規模の問題は、核、資源問題をはじめとして様々である。そこで、ここでは環境問題を中心としたいくつかの例を取り上げることにはしたい。

(1) フロンガス

地球を取り巻くオゾン層を破壊するといわれるフロンガスが問題となっている。

フロンガスは一般に人体に無害で、エアスプレー、冷蔵庫やエアコンの冷媒、半導体や発砲スチロールの製造工程など幅広く使用されている。

これが大気に放出されると、太陽からの過度の紫外線を防いでいる上空のオゾン層を光化学反応で破壊し、その結果、地表に注ぐ紫外線の増大による皮膚ガンの誘発や農地や海の生態系への影響を指摘する説が有力になっている。

OECDの推計によれば1933～83年の50年間で全世界で1447万トンが生産され、そのうち1301万トンが環境中に放出されている。わが国の総売上高は

現在600億円であるが、電機業界などのユーザー側にとっては、半導体部品の洗浄用などで伸びているハイテク関連を始めとして、製品の市場規模が5兆円程度に達しているため、その規制によって重大な影響をうけることになる。

74年に社会的に取り上げられるようになってから、企業で代替品の開発を進めてきたが、いまのところ有力物質はあるものの、その安全性、物性については明らかにされていない。

(2) 二酸化炭素

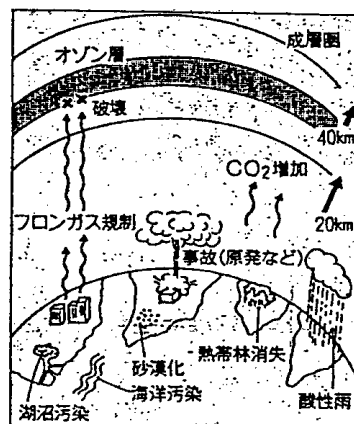
二酸化炭素は、太陽光線を透過させるが、逆に地表から放出する熱を吸収して宇宙空間に逃がさない。従って、大気中の二酸化炭素の増加は地球を暖めることになり、これを「温室効果」と呼んでいる。

大気中の二酸化炭素の増加は、20世紀後半から化石燃料の使用に伴い顕著になっている。ハワイのマウナロア観測所の測定によると、二酸化炭素濃度の年間平均値は58年の316ppmから83年には343ppmへと4半世紀の間に9%弱上昇している。

このまま推移すると二酸化炭素濃度は、工業化以前のレベルの2倍になり、2030年以前に世界の平均気温は3度上昇し、北半球の温帯地域では4～6度上昇するとする有力説がある。

このことによって、極地地方の氷の溶融や熱膨脹による海水面の上昇や降雨パターンの変化などの気候の変化が起り、植生の変化、干ばつ、洪水の頻発を予測する学者もいる。

図4 地球規模の取り組みが必要とされる主要課題



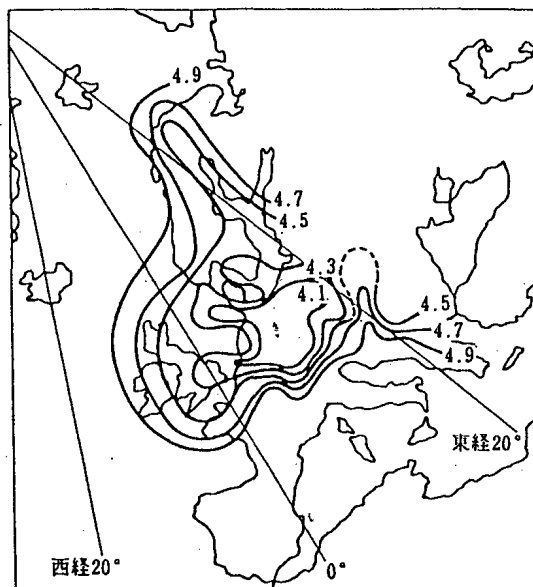
日経新聞 1987年11月3日付

(3) 酸性雨

酸性雨とは、空気中で化学反応により形成されたイオウ酸化物やチッソ酸化物が雨や雪、霧に溶けて酸になり、地上に降ってくるものをいう。

工業化時代におけるこの新しい有害物質は、スカンジナビア諸国や北アメリカ東部の多くの湖沼で魚類や植物を死滅させてきたことは知られているが、ここにきて酸性雨が地域の森林への大きな驚異として浮かびあがってきている。

図5 欧州における酸性雨の状況 (pH 値)



(備考) 1. 国連ヨーロッパ経済委員会 (UNECE) 資料による。
2. 53年から57年のデータに基づく平均 pH 値。
3. pH 値が小さくなるほど酸性度が高い。
出典「環境白書」昭和61年版

森林の被害がヨーロッパ中央部に驚くべき早さで拡大している。

最も綿密な調査のある西ドイツをみると、国土面積の1/3にあたる740万haの森林のうち、82年の調査で森林全体の8%に、83年には34%、そして84年の調査では、実に約半数に被害が及んでいることが報告されている。目に写る被害状況は、葉が黄変して早く落葉し、芽が変形し、そして根の機能が衰え、樹冠が透けてきて、最後は枯死するという形で進行する。

森林被害のメカニズムについては十分に解明されてはいないが、図—5にみるように酸性雨の酸性度が高いヨーロッパ中央部において最も被害が大きいことからその因果関係を肯定する意見が多い。

北アメリカ東部でも同様な立ち枯れ現象が進行している。

イオウ酸化物やチッソ酸化物といった汚染物質の降下地点は、発生源から数千キロにも及んでいることが、国を超えた問題として意識される所以である。

(4) 熱帯雨林の乱伐

アメリカ政府の特別調査報告「西暦2000年」の地球によると、世界の森林面積は、56年に陸地の1/4を占めていたが、78年には25億6300万haと世界の陸地の1/5に減少してしまい、このまま、1,800万~2000万haの割合で森林破壊が続くと、2000年には、陸地の1/6に減少してしまうという予測を立てている。

こうした森林破壊の多くは、熱帯雨林で生じている。ブラジル、ガーナ、タイ、フィリピン、インドネシアなどでは、材木の輸出や焼き畑、牧草地への転換あるいは燃料用の薪炭のために伐採されており、熱帯雨林は急速に減少している。たとえば、タイでは52年の森林面積は国土の58%を覆っていたが、85年には1,426万haにまで減少、森林率はわずか28%にまで落ちてしまった。33年間で1,550万ha、52%の森林が消滅した。

このため、降雨量の減少という問題が生じている。この熱帯雨林と降雨量との関係は、ブラジルのマナオスにおける調査によると、水の約1/4が直接蒸発し、1/2近くが植物からの蒸散という形で大気中に帰っていき、残りの1/4が川に流出し大西洋に戻っていく。水はもともと大西洋からの湿気を含んだ空気の塊の状態アマゾン地域上空に入り、西に向かいながら絶えず雨という形で湿気を放出するが、同時に蒸発や植物からの蒸散によって湿気を補充されることになる。森林が伐採されると、降雨量に占める流出の比率が高くなり蒸発量は減少し、結果的に地域の水循環における水量が減少することになる。

79年のマナオスでは、雨の降らない日が73日続いたとの報告がある。ブラジルでは、いまのところ顕著な気候の変化は見られないというが、タイ、フィリピン、インドネシアでは熱帯雨林の破壊にしたがって、雨期には洪水、乾期には干ばつに見舞われるようになっている。このため、土壌の浸食や塩分濃度の上昇といった被害もでている。

このような熱帯雨林の減少が続けば、地球の気象に変化をもたらし、他の国にも影響が出てくるものと考えられる。

(5) 飢餓と砂漠化

① 飢餓

アフリカのサハラ砂漠の南側に沿った辺縁地帯であるサヘル地方を中心とし

た干ばつを例にとってみよう。

この地域は、もともと降雨量が少なく昔から干ばつはあった。しかし、20年前から断続的に干ばつに見舞われ、その被害も甚大になってきた。69～73年にかけての干ばつの被害は、チャド、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、ブルキナファソの6カ国で2500万人が栄養不足に陥り、FAO（国連食糧農業機関）の推定によると10～20万人の犠牲者が出たといわれ、家畜も全体の25%が失われたとみられる。エチオピアでも餓死者は20万人を超えたと推定されている。

続く80～83年の干ばつは、83年12月の国連総会で、24カ国が飢餓または食糧不足に直面しており、被害はアフリカ人口5億3千万人のうち1億5千万人に及ぶと発表した。84年10月、緊急・食糧援助を必要とする国は27カ国に増えた。86年12月の国連の干ばつ収束宣言まで続いた。しかし、その後もエチオピア、スーダン、モザンビーク、アンゴラを中心に1400万人ほどの飢餓人口が残ったといわれている。

ところが、87年の秋にエチオピア政府が飢餓による食糧援助のアピールを発表した旨の報道があり、再発が懸念されている。

では、何故この地域で飢餓が頻発しているのでしょうか。

②要因

60年代のアフリカ諸国は、食糧の自給を達成していたが、それ以降自給率が下降している。このことが、飢餓を招いた直接の原因であって、「干ばつは、今までの構造を加速したにすぎない」のである。「飢餓は天災ではなく人災」と言われる。食糧自給率の低下の原因をみると次のようになる。

第1に人口の急増があげられる。アフリカの出生率が平均3%であるのに対し、食糧生産は平均1.5%しか伸びていない。農家の親としては、子供を産めば5、6歳でも労働力になるため、家族が一人増えれば畑も(0.43ha)増えるということで、むしろ喜んでおり、貧困・飢餓—人口増加—食糧不足という悪循環が続く原因となっている。

第2に輸出用作物の偏重である。食糧生産は全体では伸びているが、国内用食糧生産に限っていえば、むしろ減少している。政府が外貨稼ぎのために国内

用食糧生産を軽視して、輸出用の換金作物の生産に走ったためであるといわれている。少ない優良農地の約半分は、こうした輸出用の作物によって占められているという。エチオピアでは、外貨の70%をコーヒーの輸出に依存するなど、アフリカの9カ国では外貨収入の70%以上を商品作物に頼っている。

最近の国際農産物の市況の悪化は、量で補うという形になって現れ、ますます輸出用農産物の増産に拍車をかけている。

第3に砂漠化の進行である。UNEP（国連環境計画）の調査によると、サヘル地帯では地域によって砂漠が毎年5～15Kmずつ南下を続けている。

これは、人口の急増に伴う主要エネルギー源としての薪・炭用のための森林の伐採、あるいは伝統的な焼き畑農法による森林の急減、更には家畜の増加に伴う草木の減少が重なって、砂漠化を招いている。すなわち、防風林がないために砂漠の南下を阻止できないという点、そして森林の減少による気候の変化をもたらしたという点がいわれている。

森林の減少の例として、エチオピアでは20世紀初頭、国土の50%が森林に覆われていたのに対し、現在では僅かに3%しか残っていないのである。

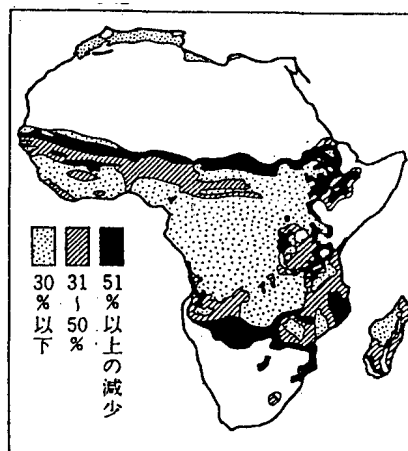
このような森林から畑への転換などの人間の営みによる森林の減少は、砂漠化と同時に土壌の浸食を促している。図一6にみるとおり、サハラ砂漠、カラハリ砂漠の周辺を中心に土壌の浸食が進行しているのがわかる。

(6) 何が問題か

これらの問題は一国だけでは解決できない問題という意味において、国を超えた問題であると同時に「国益を超えた問題」と言い換えることができるのではあるまいか。

まず、大気汚染の例をみてみよう。フロンガスの場合、85年3月のUNEP（国連環境計画）の会議で、オゾン層保護を目的としたウィーン条約が採択

図6 土地侵食による2000年までの可養人口減少予想



出典 「地球生態系の危機」より転載
原資料FAOによる

され、更に87年9月、消費と生産の大幅削減を内容とするモントリオール議定書を採択したが、輸出入量をどう扱うかなどは各国の裁量に委されており、またフロンガスの増産を推進しているソ連は、各国より4年遅れて生産を凍結するなど国ごとに足並みがみだれている。

なお、88年3月の報道によれば、⁽³⁾わが国が世界に先駆けてフロンガスの生産、消費量を規制する法案を今国会に提出する意向であるという。この姿勢は問題解決に向けて高く評価されよう。

酸性雨の問題でも状況は同様である。有害物質を規制するために排出規制措置をとることは、多大なコストを要し、利益の目減り、あるいは利益以上のコストを費やす恐れがあるため、他の国が同様な排出規制をとるという保証なしには、自国単独での取り組みは困難であり、かつ無意味になってしまう。

また、飢餓、砂漠化の問題についても他国への影響は大である。今日の高度に結合した世界経済においては、食糧は国際商品になっており、表土を多量に失った国は大量に食糧を輸入することになる。アフリカでは60年代に自給していたものが、84年にはアフリカ人口の2割が食糧の援助、輸入に頼ったとされている。

すなわち、それだけの食糧を他の国が生産しなければならず、それが長引けば、輸出国の土壤に悪影響を及ぼす結果となる。

大気、オゾン層は文字通り世界の「共有財」であるが、経済規模の拡大、相互依存関係の緊密化とあいまって、「森林」「土壤」といったものにまで世界の「共有財」的意味合いがますます強まってくることが予想される。

このことは、「国家」の限界を明らかにするとともに、「国益」を超えた新しい価値秩序を要求される時代が訪れつつあることを意味しているのではあるまいか。

注 (1) 輸入額の商品構成変化については、62年版・経済白書、P182、その数値については、同・P493参照

(2) 87年1月に通産省が実施した調査とは「わが国企業の海外事業活動に関するアンケート調査」・通商白書62年版、P266以下参照

(3) フロンガスに関する報道として、朝日・88年3月8日付 参照

第2章 「地域化」と開放系社会

1. 地球化時代と市民意識

(1) 「豊かな社会」と市民の行動様式

74年に提唱された「地方の時代」は、60年代以降の高度成長の果実である生活面における量的・物質的豊かさから質的・精神的豊かさへとといった社会の変化を敏感に受け止め、多様な社会の到来を予測するキーワードであった。

この「豊かな社会」における市民の行動の変化を地球化という視点から次に見てみよう。

まず、気楽に海外へ出ていくようになったことがあげられる。65年の出国者数が36.7万人であったのに対して、86年には550万人と実に22年間で1.5倍の伸びを示し、更に87年には前年比、132万人増、23.8%増の682万人を記録した⁽¹⁾。出国目的の約8割は観光で、20～29歳の若者の比率が全体の27.4%と最も大きいウェイトを占めている。「一昔前は、海外の日本人といえば背広を着たサラリーマンと相場が決まっていたが、いまではラフな恰好の若者の姿が目立っている」というのも実感としてわかる。87年に結婚したカップルのうち、10人のうち9人までが外国へ新婚旅行に行っているという調査結果もある。少なくとも外国という「地域」が意識として身近になったことは確かなようである。

外国人の入国者数をみると、入国外人客数は65年の15.9万人に対し、85年には232.7万人へと14.6倍に伸びている。87年の外国人入国者数は216.1万人で、円高の影響から2年前と比べて7.2%の減少となっているが、長期的にみれば増加傾向は変わらないものと考えられる。一方、外国人の登録人口は、65年の64.1万人から85年には85.0万人へと、21年間で約1.2倍になったにすぎない。

入国外人客数は日本人の出国者数と比べて伸び率は同程度であるが、絶対数が著しく少ないこと、また長期滞在とみられる外国人の登録人口の伸びが低いことが、その特徴としてあげられる。

国際的イベントも70年の「大阪万博」、神戸の「ポートピア博覧会」をはじめ

めとして、国・自治体・企業等の民間団体といった事業主体を問わずあらゆる分野で催されるようになってきた。例えばスポーツではテニス、陸上、マラソンなど、音楽でも世界の一流の演奏者やシンガーなどを居ながらにして見られるようになった。

このような人の移動の増加にともなう人の交流によって国際結婚も増えている。65年に4,156人であったのが、84年には10,508人と約2.5倍に伸びている。全婚姻に占める割合は依然して僅かではあるが、0.4%から1.4%へと増加している。

食生活においても「エスニック」がブームになっており、アジア、アフリカなどいわゆる第3世界の民族的伝統を生かした料理を専門とするレストランが珍しがられる状況がある。また、手づくりのヨットで太平洋縦断といったような、世界に目を向けた‘冒険’がしばしばマスコミを賑わしている。

このように、日本人の20人に1人が毎年外国に行き、10人に1人がパスポートを持っている時代を反映して、行動は確実に地球大へと広がりを見せている。また、外国で好まれているウィンドサーフィン、ヨット、スキューバダイビングといったマリンスポーツやスケートボードなどを若者中心にレジャーに取り込んでいっている。国の枠を超えた視野の広がり「多様化」を促進していると言えなくもない。

それでは、このような生活・行動様式の変化に伴って、地球化時代に対応した意識の変化はみられるのであろうか。

(2) 「豊かな社会」の意識構造

①地域における「地球化」のもう一方の事実

前段でみたように、外国人の入国者は出国する日本人と比べて絶対数は少ないが、最近の入国者数は、労働目的や留学目的、さらには結婚目的など、生活に密着した入国者が着実に増加しつつある。この状況の中で彼等在留外国人や日本人の帰国者は地域社会に様々な問題を投げかけている。いくつかの例を紹介してみよう。

- ・コンピューターの技術を学ぶためバングラデシュから来日し、日本語学校をまわり、入学準備を進めていた外国人が、所持金を使い果たし、87年10

月、栄養失調が原因で衰弱死をとげた。この間、相談する人がだれもいなかったという。「豊かな」国、日本での餓死が問題を呼んだ。

- ・ アジア系の留学生は、在日期間が長いほど日本ざらいになって帰っていく人が多いが、その理由として日本人が倫理観を押しつけるといったことが言われている。
- ・ 外国人（西欧、アジア系を問わず）の下宿探しにおいて、不動産屋から斡旋を断られることが多い。例えば、あるアメリカ人男性の場合20回断られたという。
- ・ いわゆる帰国子女や国際結婚した両親の子供が日本の教育を受けさせたい場合、学校の受け入れ側の事情で教育を受けられなかったり、受け入れられたとしても他の生徒からの「いじめ」にあつて、登校拒否につながる例が多くなっている。
- ・ アジアからの出稼ぎ労働者が増えてきており、これまでの労働目的での入国の制限の是非が問題になっている一方、最低賃金法をはるかに下回るいわゆる「マニラ相場」で雇用されている。そしてこの低賃金さえしばしばピンハネされている。
- ・ 「フィリピン花嫁」に代表されるアジア系花嫁が問題になっている。過疎地の嫁不足に悩む農村では、フィリピン、バングラデシュの女性との見合いによる結婚を行政が奨励している処もある。言語、習慣などが全く異なる国の女性と余り交際せずに結婚するというところに批判的な向きも多い。女性が文化・考えかたの違いから逃げ出した例も出てきている。

このような問題は、市民のどのような意識に根ざしているのだろうか。つぎに日本社会の特殊性、その変容をみることにする。

②効率性の重視と社会性の喪失

ア. サラリーマンの意識

ものをつくれれば売れる時代から75年以降の安定成長へと時代が変わり、企業は市民の多様なニーズに対応して、より早く商品化、サービス化を進めねばならなくなったと同時に、地球規模での企業間競争に生き残るための企業戦略の構築を迫られている。とりわけ、最近の急激な円高は企業に過酷な競争を強いており、経費の削減、販売活動の強化が、合理化、効率性の徹底となって現

れているように思われる。

その一方で、戦後の日本の高度成長を支えてきた大企業を中心とする年功制、終身雇用制といった経営制度がゆらぎ始めている。このいわゆる家族主義的な経営制度を支える企業の経営基盤が、過酷な経済競争の前に崩れ始めており、必然的に能力主義的管理の方向を模索し始めているように見える。

この状況は、企業内部のサラリーマンの意識を変える役割を果たしている。

第1に、企業への忠誠心の希薄化が進行している。アンケートによる転職希望の多さはこのことの現れでもあろう。また、産業構造の転換に伴って企業が既存の分野から成長分野へと事業転換を図ることが多くなり、成長分野の技術を持った人を中途採用で受け入れることが日常化しているが、このことは「労働力」の流動化につながり、企業への意識の傾斜を弱める方向に働くものと思われる。

第2に公私の峻別があげられる。私的生活においては職場の人間関係を回避し、ストレス解消のためのレジャー・スポーツ活動への傾斜となって現れている。ここにおいて、最も多様化した行動が顕著にみられる。

第3に効率性の重視である。公的生活において、仕事そのものが密度を増し、細分化した役割の中で、徹底した効率的な仕事を要求されると、私的生活においてもこの効率的価値観は浸透していくことになる。

イ. 若者の意識

このような風潮は、若者において端的に現れる。

第1に「軽さ」指向である。最近の大学ではクラブ活動がすたれ、サークル、同好会も一回限りというように、その時々に興味にのみ反応する。目的、興味の持続性、それに向けた努力を嫌う傾向にある。彼等にとって、それは「ダサイ」と言うことらしい。

第2に「理性」から「感性」へと価値が移っていることである。このことはコピーライターという職業がもてはやされていることから伺い知れる。大衆にうけるにはまず若者からということで、「キーワード」「キャッチ・フレーズ」が幅をきかし「あたりの柔らかさ」「人の感性に訴える」ことが、販売活動、イベント成功のきめてとなっているのである。

上記のとおり、現代は効率性重視、これは経済至上主義の一側面とも言えるものだが、これが個人と結びついていく傾向にある。一方における「理性」から「感性」へという意識の変化は、「理性」の軽視という点からみると人々が社会性を失いつつあることを意味しているのではないか。

③同質性と排他性

日本人の多くに、単一民族、単一国家であるという意識が存在している。世界の国々を見渡してもこの「同一民族」「同一国家」という国は珍しい。グナール・ニールソンの研究⁽²⁾によれば、世界の168の国家の中に589の民族集団が含まれており、ある1つの民族集団の全ての成員が単一の国家内に居住し、さらにその国内の多数派を構成している例は、わずか13しかないということである。

この例でわかるように、他のほとんどの国は風俗、習慣、言語などの異なる民族との共存で成り立っているのである。わが国では最近「国際化」が言われているが、他国では国内の有様が既に「国際化」そのものなのである。

従って「国際化という意味の適当な英語がない」とか、あるタイの学者が「わが国には国際化という言葉がない」というのも至極当然の話であろう。

ところで、このような民族的同質性は、戦後の高度成長によってもたらされた経済的繁栄により、さらに強固なものとなったのではないか。すなわち、全体的な生活水準の底上げや徹底した累進税率等の採用に見られるように相対的ではあるが、貧富の差の縮小となって現れ、「1億皆中流」という意識の醸成に繋がっていると思われる。

このように「同一民族」「同一生活水準」と思うことによって、日本人一般と自分の考えかたが一緒である、との幻想を抱いてきた。もともと、わが国の歴史的過程をみれば明治維新や第2次大戦後の大改革が外圧、あるいは官主導で行われており、個人の意識が未発達であることが指摘されている。そうであるなら、個人にしてみれば自分を日本民族という集団に依拠し、重ね合わせて考えるほうが安心である。外国人の日本人観でよくいわれるのは、「日本人ほど集団主義で、ナショナリスティックな民族はいない」ということらしい。確かに私たちの発想として、「私はこう思う」という言いかたではなく、「社会はあるいは、一般的にはこういう考えかたであろう」という傾向が見受けられる。

このように、知らず知らずのうちに、世間を気にし自己を抑制する習慣が身に

ついてくると、いわゆる自分の頭の中で想像する「世間」の考えかたと異なる考えかたに対して反発を感じるようになる。何故なら、自分は自己抑制して「世間」に合わせているにもかかわらず、自己を出して自由に振る舞う行為は許せないということにもなるからである。この意識が異質なものを排除しようとする閉鎖系社会を形成してきたのではあるまいか。

このように考えていくと、現在いわれている外国人に関わる問題は、実は外国人の問題ではなく日本人一般の問題として捉えることができるように思われる。

バングラデシュからきた青年が餓死したという事実は、東京の一人暮らしの老人が誰も知らないうちに亡くなったという事実と同視できる。また、帰国子女に対するいじめの問題は、学校における普通の子供とどこか違った子供に対していじめが行われているのと変わりがない。出稼ぎ外国人労働者の賃金不払いという事実も建設現場における「タコ部屋」が存在しているということから、ある意味で日本人と同一の問題と言えるかも知れない。

すなわち、外国人は外見上、日本人と異質であるがために、即排除の対象となるが、日本人でもいわゆる「世間」的にみて異なる人間に対しては、「横並び意識」から排除の対象とされるのである。

(3) 今後の意識変化の方向

① 急激な環境変化

市民意識に影響を与える状況が、今日急激に変化している。在留外国人を例にとってみよう。70年代に、韓国旅行の「キーセン・パーティ」が問題になった後、数年後には、フィリピンの「買春ツアー」が問題化した。それが、79年から「じゃぱゆきさん」としてフィリピン女性が来日し、風俗営業に従事することが、「性」の問題として取り上げられ始めた。そして、ここにきて、「じゃぱゆき」くん、すなわち男の出稼ぎ外国人労働者が「労働」の問題として日常的にマスコミに取り上げられている。

事態が事実の進行とともにめまぐるしく変わってきているのである。これは、「じゃぱゆき」問題に限らず、在留外国人一般について言えることである。

一方、市民は生活の場でこれらの外国人と接触をもつことになる。そして、「アジア系の外国人から英語で話しかけられて戸惑った」というような経験をしたり、

あるいは、家主は外国人の入居希望で外国人が増えてきていることを実感し、対応を迫られる。また、大学院の学科の半数以上が外国人によって占められるほど、留学生がキャンパスに溢れている状況の中で、日本人学生は対応を迫られることになるのである。

今まで「国際化」をマスコミが取り上げても他人事のようにしか見て来なかった市民が、自分の事として捉えざるをえない程、生活の中に浸透しはじめている。

これに対して、市民の意識は日本社会のこれまでの慣行を変えてはいない。変えようとししないのではなく、事実が先に進んでしまっているため、意識がその変化について行かないということではないか。

すなわち、現在の外国人に関わる問題は、従来の意識で対応しようとするため、様々な摩擦が生じていると一面では言えるであろう。

②「多元社会」形成への過渡期

日本の社会は、西欧の社会と比べて「個」が弱く、「集団」の力が強いとされてきた。それが、経済のグローバル化にともない、企業経営制度の揺らぎ、その動きにあわせた「個人の能力」の評価、企業への忠誠心の希薄化、あるいは外国人との接触による異文化の影響によって変化の兆しが見え始めた。

レジャー、趣味などの余暇生活といった私的側面においては、「多様化、多元化」が実現しているように見える。余暇における多様化とは、「充実感」「面白さ」「喜び」「関心」を抱く対象が、人により様々であることを意味している。この余暇、趣味といった誰にも束縛されず、かつ感性が支配的な分野において多様化が最も進んでいるのは、むしろ当然かも知れない。

学校における「いじめ」という問題が生じているのは、見方を変えれば「いじめ」の対象となる「個性的」な子供の増加がこの現象を生み出したといえなくもない。帰国子女が「いじめ」にあうのは、自己主張をするからだという。

こここのところはやっている、若者を指す「新人類」という言葉も、昔から言われていた「世代間の断絶」以上の、これまでの社会の伝統的な価値観や生活

感覚と異なった人間の出現と表現してもよいかも知れない。

このように、「個」を強める動きが強まっているが、「集団主義」から「個人主義」へと直截に移行しない。なぜなら、少なくとも江戸時代の鎖国以来続いてきた日本の文化的特殊性である「集団主義」を一朝一夕に崩すことは不可能だからである。そしてこのことが、利己主義に走ったり、経済至上主義が社会を覆うといった「ゆがみ」が生じる原因なのではあるまいか。

2. 国の変容

前章で見たように、問題のグローバル化は地球規模の問題として人類共通の課題となっている。今まで国家は諸外国も含めて「国益」という名のもとに行動してきた。この国益は他の国の国益と往々にして衝突し、対立しあい、その都度解決に向けて調整が行われてきた。しかし、いまや「国益」という目的では解決が困難な問題が提起されている。

経済のグローバル化においても、企業のグローバル戦略が示すとおり、わが国における多国籍企業時代が到来したといっても過言ではない。これらの企業は、利益の極大化の方向で、国の枠を超えて行動する。今日の世界経済システムのもとでは、この流れは必然である。

経済団体が86年10月に行ったアンケート調査⁽³⁾によれば、税制面で不利な状態が生じた場合、本社を海外へ移す気持ちがあるかを会社の経営者に聞いたところ、全体の26%が海外への本社移転を検討するという回答が得られた。ここで興味深いのは、経営者の年齢が若いほど移転の可能性を肯定する割合が高くなっていることである。明治生まれの経営者のうち18%が移転の検討を示唆したのに対し、大正生まれの経営者の場合、24%、昭和1桁生まれの経営者では、30%、更に昭和2桁生まれでは49%が、本社移転の検討を示唆するという結果が得られた。

この調査は、税制との関連で回答されたものであるため、必ずしもこのような方向で動くとは限らないが、少なくともここで見えることは、年齢が若くなるにしたがって企業の利益の確保のためには、本社の「日本」国籍でさえこだわらないという傾向が強まっている、ということである。

このことは、対外的な企業の経済活動が多くの場合、今までは「国益」と合致

すると思われていたが、企業の多国籍化によって「国益」と相反する事態が考えられるようになったことを意味している。

世界システムの中で、1国で景気変動を調整することは、財政金融政策をみてもわかるようにもはや不可能であり、先進国間の協調に委ねているのが現状である。そして、外国人労働者の移動は、国家を超えた変動要因である経済に新たに「労働力」を加えることになり、国の政策の効果を減殺する要因ともなりうる。

以上のように地球化という現象は、「国益」という目的を持つ国家の限界性を高め、顕在化する方向で作用していると考えられる。

3. 自治体の変容

経済のグローバル化は、自治体の政策にも変容を迫っている。今まで地域振興の中核を成すのは、企業誘致策であった。いわゆる過疎地であればあるほどその希望が強くなる。それは地場産業の育成という「産業おこし」をする一方、国のテクノポリス構想に沿ったハイテク企業誘致を押し進めることによって技術移転や仕事の発注増につなげ、中小企業を育成していくという方向が主流であったように思われる。

このため「地方」では、「中央」の企業の工場、研究所等を如何にして誘致するかという点に努力してきたが、産業構造の変化や地価等の条件にも支えられ立地が進んできた経緯がある。

ところが、ここに来ての急激な円高の進行及び経済摩擦は、企業に労働コスト、市場への近接性などの立地条件の地球レベルでの見直しを迫り、企業の海外進出の急増となって現れている。

通産省の調査⁽⁴⁾によれば、日本企業の海外現地法人による現地従業員の雇用数は、全産業で80年の70.1万人から84年には、90.1万人へと年平均7.1%の伸びとなっている。このうち製造業においては、60.5万人(80年)から70.5万人(84年)へと年平均4.1%の伸びとなっている。

このことは、業容の拡大による雇用増もあるため、必ずしもこの分の国内の雇用の減少には繋がらないが、極めて大きい影響があるといえるであろう。

以前は、「地方」と「中央」の競争であったのが、現在では「地方」「中央」を問わず、自治体は産業の空洞化への対応を迫られている。

これは、日本だけではなく諸外国の共通の状況である。イギリス政府が「日産自動車」の工場誘致の働きかけをしたように、国が乗り出すばかりでなく、むしろ最近では自治体、地域が直接働きかけを行っている例が目立って来た。米国の州政府はここ2～3年在日事務所を相次いで設立している。86年に4州、87年に5州が設置し、87年末で50州の中、37州が設けていることになる。この動きに合わせて、自州への投資セミナーや個別企業まわりのために、州知事が次々に来日している。

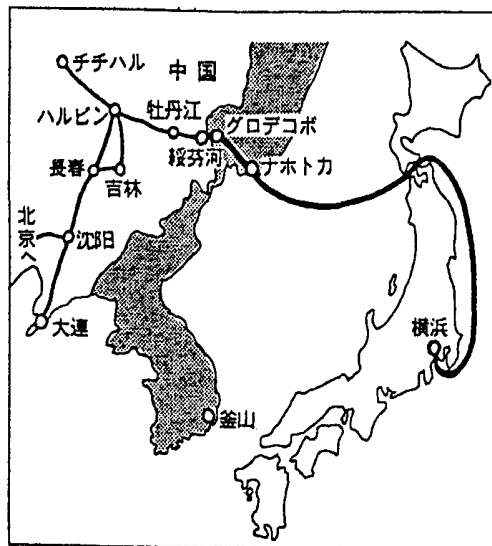
一方、日本国内の誘致の例としては、西ドイツバーデン・ビュルテンベルク州がドイツ銀行と共同で建設したジャーマン・インダストリーセンターが挙げられる。これは87年11月に横浜・白山ハイテクパークに建設された工業団地で、西ドイツの中堅・中小企業が入ることになっている。このバーデン州は同州内に日本の企業向けの工業団地の建設も計画中とのことである。

また、国際輸送ルートの開設といった、従来まで自治体の関与が予想すら出来なかった領域において、自治体が役割を担う例もでてきた。

横浜－ナホトカ（ソ連）－綏分河（すいぶんが、中国・黒竜江省）を結ぶ新しい国際輸送ルートが88年中に開設される予定であるが、この開設にあたり中国・遼寧省と姉妹提携関係にある本県が、中国・省との交渉において一つの役割を担っている。

この新ルートは従来の大連経由に比べ、輸送日数で1/3、輸送経費も25～30%減になるといわれ、これによって、今後日ソ、日中貿易の拡大が期待される。新ルートの開設まで漕ぎつけたのは、中ソ関係の改善という背景があるにせよ

図7 横浜－ナホトカ－綏分河ルート



出所 神奈川新聞 88年1月1日付

地道な友好関係を双方の地域で築いてきた成果であると言えよう。

産業ばかりでなく、外国の大学の分校の誘致計画も俎上にあがってきている。具体的には米国大学の分校の誘致であるが、わが国の受け入れ地域の自治体が、地域振興の支援としての位置づけから理工系の学部を望んでいるのに対し、大学側は負担の掛からない文科系学部の設置を望んでいるというように思惑が異なるため、その実現には困難が伴うものの、88年5月に南イリノイ大学新潟校が開設される運びとなるなど、着実に前進している。

いずれにしても、このような最近の動きは、「国」の枠を超え、地域レベルでの決定が重要な役割を演じていることを示している。同時にこのことは、国内における「中央」v s 「地方」という図式だけではなく、「地域」v s 世界の「地域」という関係が形成されつつあることを意味しているように思われるのである。

10年前に国を中心とした中央集権システムへのアンチテーゼとして提唱された「地方の時代」は、地球化時代を迎えて世界の「地域」と直接「地域」が結びつくことによって「地域」の経済、生活の向上に大きな影響を及ぼしあう方向へと変わりつつあるといえるのではあるまいか。

4. 開放系社会と自治体

(1) 国家と閉鎖系社会

現在は第3の「開国」であると言われている。第1が幕末におけるペリー来航に伴う日米和親条約の締結であり、第2は1945年の敗戦を契機とした連合軍による占領、そして第3が現在の経済摩擦等に象徴される時期である。これらの「開国」は、いずれも「外圧」がなければ、何時の日か自律的に開国したとも思われるが、結果として「外圧」が直接の要因となっている。それは、どのような理由に基づくのだろうか。

この理由としては、先にみたわが国特有の同質社会に最大の要因を求めることが出来よう。国家という単位で意思決定をするうえで、同質性のある社会は一元的管理がしやすく、また効率的でもあるため中央集権システムに馴染みやすい。このため、なるべく異質なモノが入らないように対応することに傾きがちになり、必然的に閉鎖系社会を形づくっていくことになる。

第1の開国後の目標が「富国強兵」であり、第2の開国後の目標が「戦争によって潰滅的打撃を受けた経済の復興」であることからわかるように、西欧文明のシステム、知識、技術、資金などの享受、吸収が主眼とされた。

このため、「出る自由」については、経済力が強まるにつれて人、物、金についても規制が緩和され、今日では、ほぼ完全な形で保障されている。しかし、「入る自由」については、様々の規制の網がかかっている。何故なら、物については、国際競争力の弱い「農産物」を中心に生産者保護という理由で規制が正当化されてきたし、また、外国人の入国については、異質な文化を背景にもった人間として厳しいチェックを受けてきたのである。おそらく、異なる文化、慣習、思想の相違を持っている外国人は、日本の社会と摩擦を生じるのではないか、との考えによるものと思われる。

国家としては「平穩」な同質社会という国益を維持するため、法律によって閉鎖的な制度を設けることになる。人の入国については、「外国人登録法」であり、「出入国管理及び難民認定法」がそれである。結局のところ、同質性維持、いかえれば政治秩序安定のために、閉鎖系社会を国家が作りだしてきたといえるかも知れない。

確かに閉鎖系社会を形成している根底には、当然市民の意識がある。しかし、その同質化を強める形で働いてきたのが、国家であるといえるであろう。なぜなら、人々の意識、慣習等に最終的な制度的枠組を与えるのが法律であるからである。

もともと、国家というのは、その構成要素として通常、領土、国民、統治機構があげられるように、領土、国民に対して支配権を有している。そして多民族国家がそうであるように、国家が国民の統合概念として機能している側面を有していることからみて、程度の差はあるものの国家そのものが閉鎖的な存在なのかも知れない。

(2) 自治体と開放系社会

日本の社会は、長い歴史を通じて世界の文物を取り入れてきた。このため、市民には外国のモノを取り入れることに対して余り抵抗感がない。衣食住全般にわたり、巧みに取り込み、日本流に消化してきた。

しかし、日本が受け入れたのは、外国文化の中の既に観念化され、制度化された「文明」の部分に過ぎず、生身の人間が無意識にもっている慣習、習慣、あるいは、そこまで意識化されていない狭義の「文化」の部分ではなかったということである。

異文化を持った外国人との接触が少ないという社会は、大きな問題を抱えている。多民族国家である外国においては、異なる文化を背景に持つ相手に対して、納得のいくまで説明することは、円滑な生活を送るうえで必要不可欠である。これに対して、日本人は同質社会で暮らすため、外国人との接触による異文化を理解することは、生活をするうえで必要のない、いわば、例外として扱われる。よくいわれる、日本人の「論理的あいまい性」は、同質社会の中で培われたものと考えられる。

フランスに8年間行っていたという、ある企業の人事担当者は、日本人の方がフランス人より排他的である例として「フランス人は、相手が理解するまで根気よく説明するが、日本人は、相手がわからないと外国人にはわからないものとして説明をしなくなる。」点を挙げていた。

文化を理解するということは、その人間の考え方、人格の全てを理解するということであり、文化の相対性を認めるということでもある。このような、異文化を理解しようとする姿勢が市民に根づいてくることは、同一文化を共有している市民相互の考えかたの相違に対する解決の仕方にも影響を及ぼすと考えられる。

「世間」「多数」意見の少数への押しつけだけでなく、個人を尊重するという風潮にもつながっていく。

経済のグローバル化に伴う多国籍企業の増大や外国人労働者の事実としての増加は、複雑多岐にわたり、画一的に処理しきれない問題として、あるいは地球規模の問題が国の枠を超える問題を提起しており、相対的に国の限界性を示しつつある。

他方で自治体が地域振興という切実な問題をはじめとして地域で解決すべき課題解決に向けて、諸外国の自治体、民間との結びつきを強めていく方向にあることもすでにみたとおりである。

現在の市民意識が「集団」から「個」へと移行する過渡的状況にあり、将来真の多元社会の到来の可能性を秘めている。この社会が価値観の異なる人々が排除

されず、「個」が発揮できる社会であるとするならば、このことは、開放系社会の到来を意味することになる。自治体の外国の「地域」とのつながりの強化は、この社会により近づくことを保障することになるのではあるまいか。

- 注 (1) 87年の出入国数については、日経・88年3月21日付、参照
- (2) グナール・ニールソンの研究については、「地域からの国際化」チャドウィック・F・アルジャー著 P168参照
- (3) 経済団体の調査とは、昭和62年7月発行、「21世紀に向けて日本社会が抱える課題」(社)経済同友会・企画部会、長期ビジョン研究会報告書、P12参照
- (4) 通産省の調査とは「わが国企業の海外事業活動」「わが国企業の海外事業活動に関するアンケート調査」通商白書62年版 P274参照

第3章 自治体の役割

1. 地球化時代における「共存共栄」

(1) 「共存共栄」の意味

1章で既にみたヒト、モノ、カネの移動に象徴される経済のグローバル化に伴う相互依存の深まりや、環境破壊、平和といった地球規模の問題の発生によって地球が一個の閉鎖系社会であることを実感することは、人類が共に地球社会の一員であり、これらの問題が、人類にとって共通の問題であることを私達に教えてくれる。換言すれば、地球化時代とは「共存共栄」の時代であるといってもよいであろう。

地域の地球化は人の浸透、即ち外国人労働者や留学生、その家族の地域への居住という形をとって進行している。かつて、私達が経験した60年代の高度成長期における、他の地域からの人口流入という「住民」の変化は、今や外国からの人の流入による「住民」へと変化してきている。人々が文化の異なる外国人と地域の、日常生活という場面で交流がなされることは、彼等との「相互依存」を体験することを意味する。地域の場においても「共存」が図られねばならない状況が訪れようとしているのである。

「集団」から「個」へという過渡期にある現在、ともすれば自己中心的になりがちな私達は、強い相互依存の関係にある外国の地域の人々がいることを目に見える形で教えられ、「自分のためだけ」「この地域のためだけ」という意識の反省を迫られる。

しかし、このことは外国の地域の人々に対して同情や罪悪感をもてというのではない。地球的規模の問題が地域の問題であり、私達の生活の向上のために解決すべき問題であるとの認識に立つことが求められているのではあるまいか。

そして、この「共存共栄」という時代は、私たちの社会の支配的な価値である効率重視、実利的な考え方に対して変更を迫っているといえよう。

(2) 開放系社会と「人権」

この「共存共栄」の時代における自治体の役割は、閉鎖系から開放系へと到る

社会の潮流に備え、システムを整えることである。開かれた社会にするためには、制度的枠組みを開放系に改変するとともに、住民の意識、制度を運用する職員の意識が、それに伴わなくてはならない。

この意味で、同時に開放系社会の到来の裏付けとなる「個人の尊厳」と「人権」を重要視していくことが求められている。なぜなら、開放系社会とは、「異質」なものを異質なものとして受け入れ、尊重する社会であって、「人権」の「人はだれでも等しく扱われ、幸福を追求する権利を持っている」という思想と合致するからである。

このことは、また「顔のみえる」民際外交の実践につながり、日本という国の「何を考えているのかわからない」という外国人からの不気味さ、不可思議さの表明に対する一つの回答にもなる。

人類だれもが享有すべき普遍的価値としての「人権」を地域に浸透させていくことは、地域「住民」である外国人という「minority」にとって住みよい社会を形成していくことであり、それは、とりもなおさず私たち住民の暮らしやすい地域社会をつくることにつながっていくのである。

(3) 「共存共栄」と「共通の利益」

自治体の民際外交は、双方の地域の「共通の利益」のために行われねばならない。一方にとってのみ利益となる片務的な交流、協力は、地域住民の反発を買うことになり、長続きしないであろう。しかし、ここで留意しなければならないことは、この「共通の利益」というのは、お互いの地域にとって「同質」の利益をもたらすことを必ずしも意味しないということである。

例えば、神奈川県が中国・遼寧省との間で行っている経済協力において、遼寧省からの技術研修生の受け入れや技術者の派遣を実施しているが、これは、本県からの一方的な経済・技術協力と見なされがちである。確かに、経済的な側面のみから判断すれば、その通りではあるが、過去のわが国と中国との戦時中における不幸な歴史を考えると、中国の省に対し、経済・技術的に協力することは、長期的な視野から相手地域の住民との友好関係、ひいてはお互いの自治体の協力関係の強化につながるという利益があることを忘れてはならない。

自治体は地域住民の公共の福祉を目的として地域経営を行う主体であるが、こ

の公共の福祉という概念は、その時々時代の状況によって変わりうる。

自治体は住民の生活向上のための施策を講じてきたが、補助金をはじめとした行政サービスは、直接、目に見えるかたちで住民に対して行われてきたのが通例であった。上記の例は、間接的かつ精神的な形で住民の公共の福祉に貢献するのである。この地球化時代といういわば共存共栄の時代にこのような民際外交の果たす役割は、ますます大きくなってこよう。

2. 自治体政策展開の基本的方向

(1) アジア重視の民際外交の展開

1章で見たように、太平洋地域は、経済的に相互依存関係を深めながら一体化しつつある。しかし、この一体化は現状にあっては、経済システム、経済構造としての一体化を意味しており、国民の意識のへだたりは大きい。わが国においては、明治以降の「脱亜入欧」の考え方が根強く残っており、アジアは地理的には近いが、意識としては「遠い」存在として私達の多くに位置づけられてきた。一方、中国、アジアNICS、ASEAN諸国においては、日本による占領という過去の不幸な事実が現在まで尾を曳いているように思われるからである。

この国民相互の意識の隔たりはあるものの、経済的生活の向上という点については、共通の利益があったため、物の交流や現地生産を通じて「経済」の相互依存関係が強化されたのである。

私達は地球化の影響を見る場合、自分の地域しか目を向けようとしないが、わが国が相手の国、地域に及ぼす影響を見落としてはならない。アジアNICS、ASEAN諸国は、日本、米国などの経済援助や外資導入などによって高い経済成長を達成してきたが、多くの国は農村部が急速な貨幣経済の浸透に対応しきれず、都市経済への依存を深めてきている。テレビ、オートバイなどの日本の製品が溢れている、日本型消費社会化の進行は、これらの製品に対する消費の欲望をかきたて、人々の都市や海外の出稼ぎの現象となって現れている。

このように経済の相互依存という関係は、アジアの地域に対して経済だけに止まらず市民の生活にまで影響を及ぼしている。

米国と並んでもっとも経済的なつながりが深く、また歴史的にも関係の深いこれらの「隣人」との民際外交を強化することは、相互の市民の意識の隔たりがあ

ることから考えると、極めて重要に思われる。民際外交の主眼は地域住民の意識の連帯にあるのだから。

そして、民際外交を実りのあるものにするためには、経済だけが突出するのではなく、「生活・文化」を中心に据えることが望ましい。私達は相手地域の文化を学ぶことによって私達とは違った「豊かさ」を発見できるかも知れない。

(2) 民際外交の「分野」の充実

地球化時代においては、様々な行政分野で外国の地域とのつながりを要求される。例えば、商工診断において、ある中小企業が米国の〇〇州への立地の相談をもちかけるといような事例も起きている。

また、地域から外国の「地域」への「公害」企業の「輸出」をどうみるか、ということも問題になってこよう。発展途上国の地域では、環境を維持するための諸規制が未整備であるため、企業の生産活動が野放しの状態にあることによる。

既存の分野に満足することなく、「共存共栄」の視点から長期的スパンで、行政との関わりを考えていく必要がある。

あらゆる行政分野において、グローバルな視野が要求される時代なのである。

(3) 地球化に即応した「人づくり」

企業のグローバル化に伴い、本社における外国人の採用が増えている。ほんの少し前までは、本社採用の外国人といえば、現地法人や海外出張のための語学教師がほとんどであったが、最近の特徴はコンピューターソフト開発や営業、企画、渉外といった実務面での採用であることがあげられる。

山一証券では、「私どもの会社ではサービスを売っているため、かならず提供するサービスには人がついている。したがって、相手（客）が外国人であれば現地の人でなければ対応できない部分がある。」と語っていた。

サービスは人と人とのふれあいの場である。提供するサービスの内容が高度になればなるほど、画一的なサービスは困難になり、客によって対応を変えていかなければならなくなる。とりわけ、相手が外国人であればその国の慣習・習慣といった背景の理解がなければ、客のニーズに合ったサービスを十分に提供することはできないということである。

自治体は予算に占める人件費比率の高さからもわかるように、地域住民に対するサービスの提供がその主たる業務であるため、「人」の資質は本来的に重要な要素である。

既に見たように地球化時代の、「地域」と外国の「地域」とのつながりの強化という傾向は、より一層「人」の重要性を高めていく。

東京都港区では住民の6%が外国人であるため、外国人向けの施策の必要性が高まっている。たとえば、87年4月から外国語版広報紙を発行しているが、外国人区民から「外国人として港区の一員となった気がする」といった反響も寄せられているという。

「言葉」の問題も重要には違いないが、より重要なことは、外国人を対象とした事業を担当する職員の意識、認識である。どれほど効果的な制度、事業を設けたところで、運用如何で形骸化してしまうことになる。

自治体が彼等のニーズに応えられるか、これはまさに自治体における人材の育成、が問われているのである。

(4) ボランティア活動の支援

ボランティア活動で世界に目を向ける人が増えてきている。アフリカの飢餓や熱帯雨林の乱伐などに熱心に関わる市民グループ、戦争・平和の問題を考えることを目的とした船旅を企画するグループなど、様々である。

市民一人一人が視野を広げ、他の国の地域の人々に関心を持つことは、同時に自分の地域の他人にも関心をもつことでもある。すなわち、自分だけ、自分の地域だけ更に自分の国だけでは生きていけないという認識をもつことは、地域の問題、自分の国の問題、更に外国の地域の問題、すなわち自分の住んでいる地球の問題は自分の問題であるとの認識に近づくことになるからである。

この認識は、それが市民自治、民際外交の根本をなすという意味において極めて重要である。地域内における住民の「相互信頼」、外国の地域住民との「相互信頼」、これなくしては問題の本当の解決はありえないのである。この意味で、グローバルなボランティア活動をする人の増加は自治体にとって望ましいことである。

しかし、日本の社会では、海外でのボランティアに対して偏見があり、その活

動を阻害する最大の要因にあげられている。

アフリカの飢餓問題に関わっている日本人のボランティアの経験を紹介すると『大部分は職場を休職し、退職し、あるいは大学を留年してやってくる。職場の上司や教授に、アフリカで民間の援助団体に働きたいと申し出るとまず好意的な答えは返ってこない。「休職するなんて君の経歴に傷がつく」「人助けは結構なことには違いないが、会社に迷惑をかけてまですることではない・・・」といったところが標準的な反応らしい。』（「地球生態系の危機」石弘之著）

また、アフリカで1年間ボランティア活動をしていた看護婦が元の職場に復帰したところ、「自分の好き勝手なことをして」と職場の雰囲気や冷たさに耐え切れず、退職し、欧米のボランティア団体に働くことを考えている女性の例も紹介されている。個人の単位では、開放系社会への芽生えは認められるものの、社会全体としては、まだまだの感が強い。

この状況を踏まえ、自治体としてはボランティア活動に対し、精神的な支援を中心に行うことが必要であろう。また、物質的援助については、過度にわたるとボランティア活動の性格を歪めることにもなりかねないため、留意する必要がある。

第4章 地域と外国人

総説 地域における「地球化」は、外資系企業の進出や外国人の居住という最も私達に分かりやすい形で現れる。とりわけ、出稼ぎ外国人労働者、留学生、外国人の家族といった人々の地域への居住は、私達に様々な問題を投げかける。雇用、教育、言葉の問題、そして私達の意識の問題・・・・・・・・

私達がこれら外国人の問題を考えることは、地域のなかの「外国」「アジア」を考えることにつながっていく。このような視点から、外国人労働者、来国生、留学生の3つを取り上げ、その現状、問題点、方向を検討していくことにする。

1 外国人労働者

1. 外国人労働者の意義

わが国の出入国を管理する基本法として「出入国管理及び難民認定法」（入管法）がある。この中で、外国人労働者は、①企業の管理者や経営者など貿易、事業又は投資活動を行う者 ②産業上の高度、または特殊な技術を提供するために国内の公私の機関により招かれた者 ③中華料理やフランス料理のコックや洋菓子製造などの熟練労働者 ④他の在留資格に該当しない、たとえば医師、語学学校教師、各種学校生徒などで法務大臣が特に在留を認める者などに限られ、土木作業員や工員などの単純労働者の受け入れは原則として認められていない。

単純労働者の例外的な受け入れは、①永住者とその配偶者、日本人の配偶者②留学生のアルバイト ③ワーキングホリデー制などごく一部の場合に限定されている。ここで扱う外国人労働者は、上記の法律に反し単純労働に従事している出稼ぎ外国人労働者に絞り、これとの関連で他の外国人労働者に触れることにする。

2. 出稼ぎ外国人労働者の急増

(1) 全国の様況

単純労働に従事している出稼ぎ外国人労働者は、観光客を装って入国して働

く「資格外活動」や在留期間を過ぎても残留して働く「不法残留」、旅券を偽造して入国し働くなどその形態は様々である。これらは「違法」であるため、その実態は正確につかめていない。そこで、ある程度の傾向を知るため入管当局が扱った入管法不法就労事案⁽¹⁾でみることにする。

法務省入国管理局資料によれば、87年の不法就労摘発者数は前年比39.1%増の11,307人に上った。このうち注目すべき点は、男性違反者が前年の2,186人から4,289人へと96.2%増と著しい伸びを示しており、2年前の85年との比較では、実に6.2倍に伸びていることがあげられる。

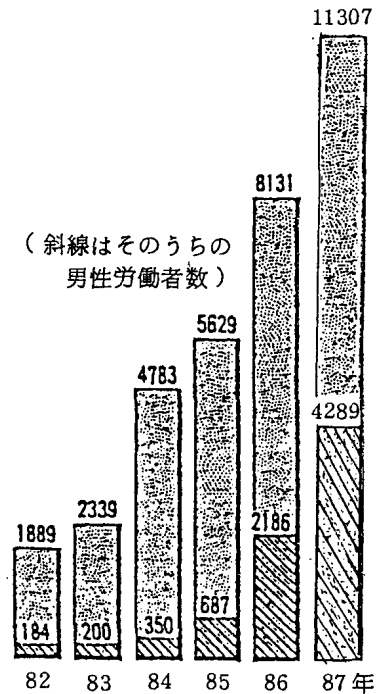
また全体では、6年前の82年と比べて約6倍に達している。

男性の潜在不法就労者の数については様々にいわれているが、入国管理局では女性とほぼ同数の約27,000人と推計している。

国別では83年にフィリピンが中国（台）を上回って以来、トップの座を占めており、87年には8,027人と実に全体の71.0%を占めている。また、ここ1、2年の傾向としてパキスタン、バングラデシュ両国の男性の増加が著しいことがあげられる。パキスタンは82年の7人から87年の905人へ、バングラデシュは85年の1人から87年の438人へといずれも急増している。入管当局では、この両国が急増した大きな要因として、わが国との査証免除協定により観光目的等の短期滞在資格について入国前にチェックができない点をあげている。

なお、不法就労者の国籍は、17カ国にわたっているが、全体の99.2%がアジア人である。

図8 不法就労摘発者数



また、職種別にみるとホステス、土木作業員、工員といったところが多いが、87年の上期⁽²⁾と下期とを比べるとホステスが、(上)3,401人(58.6%)に対し(下)2,675人(48.6%)と比率が低下している。これに対し土木作業員(上)863人(14.9%)－(下)1000人(18.2%)、工員が(上)485人(8.4%)－616人(11.2%)といったところが増加している。

年齢別にみると、女性は職種に風俗関係が多いためか若い人の比率が高く、20歳以上25歳未満が一番多く女性全体の52.8%、20代全体では83.0%を占めている。一方男性は25歳以上30歳未満が一番多く男性全体の34.2%を占めているが、女性と比べて層が広く分散しているのがその特徴となっている。

表2 資格外活動者及び資格外がらみ不法残留者の稼働内容

(昭和62年1月～12月)

国籍	稼働内容	総数	ホステス	土木作業員	ストリップパー	売春婦	工員	雑役	給仕	店員	絵画書籍販売	料理人	その他	構成比%
総数	男	11,307	6,076	1,863	260	203	1,101	603	283	200	236	103	349	100.0
	女		4,289	1,862	1		1,036	515	187	132	254	96	206	37.9
フィリピン	男	8,027	2,253	1,379			299	231	152	47		21	124	19.9
	女		5,774	5,103	1	216	162	30	47	75	32		3	105
タイ	男	1,067	230	76			113	44	8	20		14	15	2.6
	女		777	702	1	30		11	7	15				11
パキスタン	男	905	905	200			359	84	8	10	234	1	9	8.0
	女													
中国	男	494	210	22			16	63	12	33		51	13	1.9
	女		284	196		7	11	3	18	11	19		1	18
Bangladesh	男	438	437	146			165	82	2	14	5		23	3.9
	女		1				1							
韓国	男	208	109	27			66	6		4		1	5	1.0
	女		99	43			31	12	2	1		3	7	0.9
コロンビア	男	32												
	女		32	4		27								1
英国(香)	男	23	3					1				2		0.0
	女		20	20										
イスラエル	男	23	13								13			0.1
	女		10								10			
マレーシア	男	18	15	7				4	1			3		0.1
	女		3	2						1				
ビルマ	男	16	16				11			1			4	0.1
	女													
その他	男	56	38	5	1		7		4	3	2	3	13	0.3
	女		18	6	8				1		2		1	0.1
構成比%		100.0	53.7	16.5	2.3	1.8	9.7	5.3	2.5	1.8	2.4	0.9	3.1	

出所 「昭和62年中における入管法違反事件の概況」 法務省入国管理局

(2) 神奈川県内の状況

東京入管・横浜支局の資料によると神奈川県内の不法就労者数は、86年560人、87年が789人であった。各県別では、86年の統計を基にすると東京、千葉、愛知と続き、本県は7番目となっている。本県の全国に占める比率は、86年6.9%、87年7.0%とほぼ一定の状態推移している。

本県の際立った特徴として、男性の比率が高い点あげられる。既にみたように男性の増加は全国的な傾向でもあるが、表-3に見るように、本県では年を追うごとに男性の比率が高まる傾向にあり、87年には、はじめて女性の数を上まわり、全体の57.7%に達している。

86年県別不法就労者

①東京	1,032人
②千葉	812人
③愛知	792人
④大阪	690人
⑤茨城	644人
⑥埼玉	601人
⑦神奈川	560人

(東京入管・横浜支局資料により作成)

表3 神奈川県内における入管法違反事件引渡し・引継ぎ件数
(不法入国・上陸等を含む)

年別 項目	83	84	85	86	87
男	43	67	133	261	477 (455)
女	169	362	341	356	350 (334)
計	212	429	474	617 (560)	827 (789)
男の%	20.3	15.6	28.1	42.3	57.7 (57.7)

(注) ①86、87年の括弧内は「不法就労者数」を表す。

②東京入管・横浜支局資料により作成

このように男性の増加傾向は本県において全国を先取りする形で現れており、今後もこの傾向がますます強まるものと予想される。

なお、本県における潜在不法就労者数は、先にみた入管の全国の推計数字（約54,000人）から判断して、約3,800人程度ではないかと考えられる。

では、彼等はどこで働いているのであろうか。86年の稼働地ベースでみると横浜が最も多く293人（52.3%）、次いで川崎が124人（22.1%）、横須賀31人、寒川町16人、平塚13人・・・となっており、横浜・川崎の両市で全体の74%を占めている。

彼等の居住地としては、横浜・寿町、鶴見区あたりに多いとされている。87年不法就労摘発者（但し、不法入国・上陸等も含む）のうち寿町簡易宿泊（ドヤ）街が居住地であったものが119人で、全体の14.4%を占めている。

また、フィリピン人男性のうち寿町簡易宿泊街居住者数は105人、31.0%とかなり高い割合を示している。

寿町簡易宿泊街に出稼ぎ外国人労働者が多く、それもフィリピン人に限られる点につき東京入管・横浜支局の松崎警備課長はつぎのように分析している。

『フィリピン人が多いのは、寿に行けば仕事が見つかるとの情報が伝わっているからである。言葉の障害があるため、「入国したらまず横浜の寿に行け。そこにフィリピン人がいるから、彼等に仕事の見つけ方を教えてもらえ。」といった情報がフィリピン人の間で飛びかっている。寿は彼等にとって、仕事があれば他に移動し、仕事がなくなれば戻ってくるといった、いわば中継基地、仕事の情報源といった役割を持っているようだ。』

国別ではほぼ全国と同様な傾向を示しているが、フィリピン人が全体の77.2%と全国（71.0%）よりも高い比率を占めているのが特徴といえる。

3. 出稼ぎ外国人労働者急増の背景

東京入国管理局では、アジア諸国の外国人が就労目的で大量にわが国に来る背景として次の要因をあげている。

- ① わが国と送り出し国との経済格差及び送り出し国における雇用事情
- ② 円高によるわが国での稼働のメリット
- ③ 中東産油国の不況及び先進諸国における外国人労働者縮減政策等によるこれら地域向けの出稼ぎ機会の減少
- ④ わが国の零細企業及び風俗営業店舗におけるニーズ
- ⑤ 送り出し国及びわが国を結ぶブローカー等のネットワークの確立

このうち、主要な要因と考えられる3点につき説明をする。

①職業を斡旋するブローカーの存在

入管当局の資料によると送り出し国におけるブローカーとわが国におけるブローカーの連携が一段と密になってきたことをあげている。87年上半期において雇用されるに至った経緯をみると、ブローカー等の仲介者の斡旋によった者が5,802人中4,937人(85.1%)もおり、仲介者が日本人であった者は、1,541人(被斡旋者の31.2%)、その他のほとんどは同国人の斡旋によるものであった。

②わが国の中小零細企業のニーズ

表-2でみるように土木・建設など重労働のため人の嫌がる仕事やメッキ、鋳物、製本といった町工場でのニーズがあるという。詳細は6の「問題の検討」のところで後述することにする。

③経済・所得格差の拡大

わが国への出稼ぎ外国人労働者が多いと推測される上位3つの国(フィリピン、タイ、パキスタン)とわが国との一人当たりの国民所得を比べて見よう。

表-4でみるとおり、一人当たりの国民所得の伸びは80-84年にかけてタイ、パキスタンともわが国とほぼ同程度の伸びであったのに対し、フィリピンは逆に2割も減っているのが特徴的である。

さらに、一人当たりの国民所得をわが国と比べてみると、タイ(1/11)が最も高く、つぎにフィリピン(1/15)、パキスタン(1/22)の順となっている。

この統計は84年時点であって、85年後半から始まる円高を折り込んでい

ない。85年9月以前の1ドル242円から、現在は1ドル130円前後と実に86%も円の価値を高めている。このため、ドルベースでの所得格差はさらに拡大しているといえよう。

表-4 一人当たりの国民所得 (単位：米ドル)

年別 国別	1980	1984	伸び率	日本との比較
日本	7,423	8,318	112.0%	1
フィリピン	661	541	81.8%	1/15
タイ	654	737	112.7%	1/11
パキスタン	355	373	105.1%	1/22

出典：「国際統計要覧」1987年版、総務庁統計局編をもとに作成

この経済格差の拡大が最も大きな要因と考えられるが、わが国への出稼ぎ労働者の一番多いフィリピンの所得は、既にみたとおり一人当たりの国民所得の比較からみても他のアジア諸国と比べて中位にあり、決して低くはない。では、なにが原因で全体の71.0%というように、フィリピンからわが国への出稼ぎが飛び抜けて多いのであろうか。

4. フィリピンという国

(1) 概観

フィリピンは国土面積30万平方キロメートル、人口5,196万人(83年央推計)の国で、16世紀から始まるスペイン、更に19世紀末からアメリカの植民地としてアジア諸国中最も長い植民地支配の歴史を持つ。このため、カトリック教徒が多く(70年時点で85.0%)、英語が広く用いられるなど他の諸国とは異なった様相を示す。言語は国勢調査に示されたものだけで81言語あり、そのうちタガログ語を話せるものは70年で55.2%、英語を話せるもの44.7%となっている。

また、フィリピンは、アジアでは教育水準の高い国として知られている。特に

アメリカの統治下に普通教育の普及が著しく、農村地帯の隅々に小学校が建てられた。10歳以上の識字率は83.4%に及んでいる。それ以上に特徴的な点は、早くから高等教育が広まっていることで、大学が654校、学生数74万人を数える。そのうち42校が総合大学、うち25校が独立前の創立である。

(2) 日本と緊密な関係

わが国とは昔から関係が深く、呂宋(ルソン)として知られ、鎖国まで交易が行われていた。16世紀末には人口3千の日本人町がマニラ郊外にあった。その後、明治以降、契約移民やダバオのマニラ麻農園労働者、小売業者などの渡航が増え、1940年頃の在留日本人は35千人に及んだ。

表-5 フィリピンの対日貿易：1949-79

(単位：億米ドル 本船渡し)

期 間	輸 出			輸 入		
	世界	日本	構成比 %	世界	日本	構成比 %
1949-53	1.74	0.15	8.6	2.29	0.10	4.3
1954-58	2.18	0.37	16.9	2.70	0.28	10.3
1959-63	2.87	0.71	24.7	2.94	0.58	19.7
1964-68	4.02	1.23	30.5	4.65	1.23	26.4
1969	0.85	0.33	38.8	1.13	0.34	30.0
1970-72	3.30	1.19	36.0	3.51	1.09	31.0
1973-75	6.91	2.49	36.0	8.20	2.38	29.0
1976-78	9.15	2.20	24.0	12.28	3.19	25.9
1979	4.60	1.20	26.0	6.14	1.40	22.8

出典：「フィリピンはもっと近い」アジア太平洋資料センター編

原資料：フィリピン中央銀行

また、第2次世界大戦開始と同時に日本によるフィリピン侵略が始まり、42

年初頭のマニラ陥落以降日本軍による軍政が施行された。フィリピンはこの大戦最大の激戦地として知られ、日本軍兵士63万人が送られ、うち48万人が死亡したとされている。この占領時に生じた反日感情は、戦後も根強く残っているとされている。

貿易についてみると56年の戦後の賠償協定の成立後順調に拡大しており、フィリピンの対日貿易の全貿易額に占める割合は20-40%の間で推移している。わが国はフィリピンの貿易相手国として、アメリカに次ぐ位置をしめている。

貿易の内容は、対日輸出については銅精鉱、木材、バナナ、砂糖の4品目で全体の74%（76年）を占めていることからわかるとおり、原材料が圧倒的である。一方、対日輸入では機械類が52%、金属19%（76年）といったところが大きなところである。

しかし、73年のフィリピン側の日比友好通商航海条約の批准後、わが国の直接投資が増大し、87年7月現在の日系現地法人数は138社で、そのうち、30社が80年以降の設立となっている。その多くはマニラ市内に立地している。⁽⁴⁾他の東南アジア諸国と比べ80年以降の設立の割合が少ないのは、84~85年の債務危機による不況、インフレ、更に政情不安といったカントリーリスクのためとみられる。

このように、わが国とは昔から深い関係にあり、戦争による反日感情は残るものの、その後の経済の相互依存の深まりは、フィリピンの人々に日本を身近な国と意識化する方向に働いているものと考えられる。

フィリピンの人々にとって経済の相互依存は、わが国から押し寄せてくる製品にイメージされる。町を走るトヨタ、ヤマハのバイク、セイコーの時計、電化製品であり、台所に入り込んでいる味の素・・・

そしてフィリピンを訪れる「羽振りのよい」日本人の行動によって日本をイメージすることになる。（85年に渡比した日本人の数は13.6万人に上っている）渡辺氏（カラバオの会・代表）の経験によれば、「フィリピンの人々の第1に行きたい国はアメリカで、つぎが日本」ということであった。

わが国とフィリピンのこうした緊密な関係が、現在のフィリピンの出稼ぎ労働者の増加の大きな要因になっていると思われる。

(3) 国民の経済生活

① 総説

フィリピンの現状を的確に捉えている例を紹介してみよう。

『フィリピンは見たところ、非常に豊かな感じがします。緑もずいぶんあり、あちこちに果物がなっていて、なんとか生きられるって感じがします。天然資源も非常に豊富です。だからフィリピンで暮らせないというのは、本当はおかしいと思われる。だけど今日、フィリピンで暮らせない人々が非常に増えてきた。日本へのフィリピンからの密入国者は5、6年前では1万人もいなかった。密入国といっても観光ビザで来て夜の商売をするんですけれども、それが今6万人近くになっている。今のフィリピンから毎年出稼ぎにでる人がだいたい30万くらい、外国で暮らしているフィリピン人が200万人。つまり、豊かな国のように見えるのに自分の国で暮らせない人がどんどん増えてきている。

昨年マニラで非常に面白い経験をしました。銀行でお金を借りる時に、銀行のお嬢さんが、「あなたはフィリピン好きか」というんです。「大好きだ」といったら、「外国人はみんなフィリピン好きだ。だけどフィリピン人はこの国で暮らせない。」と言ってました。』

(西川潤早大教授・「フィリピンはもっと変わる」ピースボート99編より)

② 雇用－高失業率の存在

このことを裏付けるため、雇用面のデータを見てみよう。海外労働白書によれば、フィリピン政府は86年1月末のマルコス政権末期の失業率を12.6%と発表、87年4月には14.2%と悪化している。失業者を年齢階層別にみると若年労働者が多く、15～24歳で失業者全体のほぼ50%を占めているのがその特徴となっている。失業者の過半数はマニラ首都圏都市部に集中しており、これがマニラの人口の30%を占めるスラム街を形成していると言われている。

また、1週間の就業時間が40時間に満たない就業者は、718万人に上っており、完全失業者と合わせると労働力人口の43%に達している。

③ 就業構造－農業の停滞

フィリピンの就業構造は表－6にみるとおり、農林漁業に従事する人が全体

の54.5%を占めている一方、製造業に従事する人は10.5%と低く、工業化が遅れていることを示している。

農業についてみると、作付面積の2/3が食糧作物であり、残りの1/3が輸出商品作物であるココヤシ、サトウキビ、マニラ麻、バナナなどで占められているが、停滞が著しい。

その理由として、第1に広範な小作制度の存在があると言われている。収穫の半分以上を地主が持ち去る分益小作関係が一般的になっており、労働意欲の喪失につながっていることは否めない。第2に80年からの砂糖をはじめとした世界的な商品作物市況の下落があげられる。砂糖の場合80年はじめの1ポンド28セントから85年には僅か4セントへと下落したという。これら商品作物の多くは大農園で生産されているが、この商品作物市況の下落によって農園主が農業従事者を次々と解雇した。

このようにして生活できなくなった人々がマニラなどの都市部に流れ込みスラムを拡大する要因になっていると考えられる。

④社会階層－貧富の差が著しい

社会階層としてはいわゆる2階層型社会の特徴を示し、特権的エリートと大衆との間の格差が極めて大きいことが特徴と言える。

人々の僅か5%にすぎない大農園主や産業資家といった上流階級がいて、底辺を形づくるのは人口の80%を占める都市農民、労働者、貧農、小作人、農業労働者であるともいわれている。

「1975年マニラに住む5人家族の1日の生活費30ペソ約900円（当時1ペソ30円）だが、それ以上の収入があるのは住民の30%にすぎなかった。半分以上の収入しかない家庭が40%もあった」という。これは75年の例であるが、基本的構造は現在も変わってはいないと考えられる。

以上みたようにフィリピンにおいて、貧富の差が甚だしいため「平均」というデータはあまり意味をなさない。先にみたフィリピンの1人当たりの国民所

表6 フィリピンの産業構造（1975）
（単位=万人、（ ）内は百分比）

	人数	
就業人口	1376.8	
農林漁業	749.7	(54.5)
鉱業	4.4	(0.3)
建設業	41.8	(3.0)
製造業	144.0	(10.5)
電気・ガス・水道	4.2	(0.3)
商業	157.4	(11.4)
運輸・通信業	52.7	(3.8)
サービス業	219.0	(15.9)
不詳	3.8	(0.3)

出典「国民百科事典」平凡社

得にしても同様である。大多数の人々は平均以下の生活を余儀なくされていると言えるであろう。

こうした高い失業率の存在、その1つの要因である農業の停滞、そして貧富の差を維持している2階層型社会という構造的な要因が、「フィリピン人はこの国で暮らしていけない」ということになり、外国への出稼ぎという現象につながっていると見えよう。

では、このような背景からわが国に出稼ぎに来るひとは私達の地域でどのような生活を送っているのでしょうか。

5. 地域における出稼ぎ外国人労働者の実態

この点を調査する方法として、直接外国人労働者に聴くことは、不法就労という問題を抱えているため警戒して話してもらえないことも予想されたため、フィリピン人労働者の支援活動を行っている「カラバオの会」の方にヒアリングをするという方法を採用した。

「カラバオの会」は87年5月にフィリピン労働者の支援活動を目的として横浜・寿町で発足したボランティアグループである。会員数はおよそ100人。「カラバオの会」の渡辺英俊代表、原田三好事務局長からヒアリングした内容のうちいくつかの事例を中心に次にみることにする。

(1) 問題となる事例

① ナップさんのケース（男性・40歳）～転売されるフィリピン人労働者～

『ルソン島南部地方出身、かつて4、5年間サウジアラビアに出稼ぎにいった経験がある。現地では、約3ヘクタールのココナッツ農園を経営していたが、不振に陥り日本へ出稼ぎにきた。

2万ペソ（日本円で約15万円、貨幣価値換算では200万相当）を現地リクルーターに支払い、観光ビザつきのパスポート（偽造のもの）と6か月有効の往復航空券を入手し、86年6月、日本に入国した。

成田空港で中継役のフィリピン人が建設業者の飯場に案内する手はずになっていたが、そのフィリピン人が、こずかい銭欲しさからナップさんを他の業者

の飯場に連れて行ってしまった。

ところが、1週間後、本来の業者の側の者がこの飯場を急襲し、本来の飯場へと移送された。この業者には暴力団が絡んでいたものと見られる。

この事件で、ナップさんは非常な恐怖心を抱いたという。

移送された飯場は、建設業者Aの建設現場であり、そこで2カ月間肉体労働に従事したが、Aは賃金未払いのまま夜逃げしてしまった。そのうえ、出国時に持参した「見せ金」の367ドルも持ち逃げされてしまった。見せ金とは一定の所持金がないと観光目的の入国が認められないため、入国に際して用意する金をいう。

このようにして入国した86年6月から、カラバオの会のメンバーと出合った87年5月にかけての1年足らずの間、建設業者の間を回遊、あるいはたらい回しにされ、日本での生活の大半を建設現場の近くに設営された飯場で過ごしたという。賃金は、建設業者の隠語で「マニラ相場」といわれるものがほとんどであったという。この「マニラ相場」とは、通常、日本人労働者が日給8,000円もらえる仕事で、フィリピン労働者の場合は、半額の4,000円が相場ということである。そのうえ、そこから食費として1,500円差し引かれ、手元に入るのは2,500円ということもあったらしい。

また仕事中、顔に打撲症を負ったので病院での治療を申し出たところ「違法労働者」を雇用していることが表面化するのを恐れた監督は拒否し、さらに執拗に要求すると「おまえは観光ビザだろう。警察に突き出すぞ」といわれたこともあったという。

カラバオの会のメンバーが接触した87年5月のナップさんの状態は極めて悲惨なものであった。

言葉の通じない日本に来て、相次ぐ事件に遭遇し心身ともに疲れ果てていた。心労のあまり白髪かめつきり増え、円形脱毛症にかかっていた。来日前に撮ったというパスポートの写真とを見比べると、とても同一人物とは思えないほどの変わり様であった。

日本人は誰も信用できないといい、これまでの経過を説明するのもためらっていたが、カラバオの会のメンバーの誠意ある対応や、ナップさんがキリスト

教徒であり、カラバオの会の代表の渡辺さんが牧師ということもあって、次第に心を開き、以上の経緯を説明してくれるに至ったという。

カラバオの会では、業者Aによる賃金不払いという行為に対して、賃金支払いを要求するため、奔走した。幸いナップさんの係わっていた建設事業が、公共事業で側溝をつくる仕事であることが明らかとなったため、所在不明のAの元請け業者を割り出し、その業者から「マニラ相場」での賃金、総額18万円の支払いを取り付けつけることができた。

しかし、この支払いが可能となった裏には、元請け業者が「不法就労」させていたことを行政当局に知られたくないという「弱み」があったためであり、その意味では決して喜べる話ではない。

また、言葉がわからないための誤解もかなりあった。たとえば、飯場では賄いのおばさんのことを「おかあさん」と呼んでいたが、ナップさんがこの「おかあさん」のことを雇い主Aの夫人と誤解していたため、この「おかあさん」がそこにいるのに、何故彼女から賃金を取れないのかと、支援活動をしている人々に不信感を表すといった場面もあったという。

ナップさんはこの金でフィリピンに帰っていった。』

かつて、ナップさんがサウジアラビアに出稼ぎに行っていた時には、大型自動車の運転手として合法的に働き、家族への送金も順調だったと言う。しかし、わが国においては、違法労働者ということでこのような無権利状態に事実上放置されているのが現状である。

日本への出稼ぎを決意した際に、おそらくこのサウジアラビアでの経験が大きな判断材料として働いたものと推測される。ところが、日本にきたら、ひどい扱いを受けてしまった。果たして違法労働者だからしかたがないと行って済ますことのできる問題なのだろうか。

② Lさんのケース（女性・30歳前後）

～生命の危険にさらされる外国人労働者～

『87年春頃から千葉方面のスナックに勤めていたが、勤務時間が深夜に及ぶため体調を崩し、横浜の友人のところに身を寄せていた。同年9月喀血し、医者にみてもらったところ、開放性結核で既に肺に空洞が出来ており、即刻入

院が必要ということだった。当局に見つかるのを恐れて医者にもかかれず、病気を悪化させたのである。

金も保険もないLさんを入院させるため、行政当局との交渉によって、結核予防法の適用を受け、生活保護の対象になることができた。

ところが、マニラに残してきた3人の子供のうち2人が小児麻痺でひどく悪いという知らせが入ったため、医師の了解のもと12月上旬に帰国した。』

Lさんの場合、結核という伝染病であったことが、返って「幸い」して福祉の適用がなされたといえよう。ここで問題とすべきは、当局への通報を恐れて早期の治療を「受けられない」という点にある。この意味で出稼ぎ外国人労働者は、生命の危険を犯して就労していると言えよう。

③Mさんのケース（男性・23歳）～犯罪に走った外国人労働者～

『フィリピン人のMさんは、高校を出て大学に入るための資格を取ったが、学資がないため、マニラで店員をしていたが金がたまらない。そこで、日本で何年か働いて学資を稼ごうと思いたち、85年12月、大阪で日本人男性と結婚しているいところを頼って来日した。

最初、いところが勤めるスナックで働いていたが、そのいところが雇い主とトラブルを起こしたのがきっかけで辞め、その後、東京、横浜のスナックを転々としたが、不法残留の負い目と言葉の不自由さから権利を主張できず、辛い目にあったという。

職場を転々としたため継続的に収入が得られず、働いても賃金は、同一条件の日本人のざっと1/2の月額10万円から13万円しかもらっていなかった。86年6月ごろ、横浜でフィリピン人同士で寄り集まるようになり、その一人の窃盗癖の影響を受けて万引を始めるようになったという。

約23万の被害額についてはカンパを募り、支払った。88年2月執行猶予付の判決が出て、2月に帰国した。』

フィリピンはいわゆる2階層型社会であって、この階層間の移動を可能にするのは唯一大学を出て資格を取る道しかないと言われている。万引を働いたという事実は責められるべきものではあるが、「医者になる」というMさんの志と「犯罪者」という現実の落差、これほどまでの落差を生んだ要因の一つとし

て出稼ぎ外国人労働者を取り巻く日本の社会の制度、あり方もあげられるのではないか。

④ クリスさん（男性・27歳）～埋葬も出来ない外国人労働者～

『フィリピンのクリスさんの家は、ココナツ農園を経営していたが、大家族を抱えているため生活が苦しく、わが国に出稼ぎに来ていたが87年12月18日に建設現場に向かう車のなかで心臓発作を起こし、急遽入院したが、死亡した。友人達は、自分自身の安全のために、止むなく姿を隠さざるを得ず、クリスさんの遺体は引き取り手のないまま残された。

遺体の埋葬については、フィリピンでは土葬が慣例となっており、家族の了解なしには火葬に出来ない状況であった。

遺体のまま移送すると費用が約60万円かかり、本人の所持金では到底払いきれない。フィリピン大使館でもその負担はできないとの返事に、遺体の処理は暗礁に乗り上げてしまった。

後日、幸いに家族との連絡がとれて、火葬を了解してもらい、カラバオのメンバーで葬式を行い、その写真とともに遺骨をフィリピンの家族に送った。その費用は12万円であったが、雇い主の負担で賄ったという。』

親しい友人が違法労働者であったため面倒をみてあげられず、友人に見守られることもなく亡くなった。また、このことが家族の所在確認に手間取り、連絡が遅れる結果ともなってしまったのである。

(2) 外国人労働者の生活

出稼ぎ労働者の生活ぶりを知るため、カラバオの会の両氏に聴いてみた。

『フィリピン人は平日は仕事以外、あまり外に出歩かないが散歩には行く。ラジカセを聴いたり、フィリピン人同士溜まって酒を飲みながらダベッている。彼等の気晴らしの場所は教会、ディスコといったところらしい。彼等は陽気な性格の人が多く、大声で話したり、騒いだりする。そのため、一部の日本人からは煙たがられている。原田氏目から見て、彼等はよく働くそうである。ただ、言葉の障害があるため、仕事の指示がわからず仕事をしてないように見られ、よく怒鳴られるということであった。』

6. 問題の検討

(1) 問題の所在

1.の「外国人労働者の意義」でみたように、わが国において労働目的での入国を原則的に禁止している。

外国人労働者が、例外的に認められるケースとして、入管法9条1項16号による「法務大臣が特に在留を認める者」がある。これにつき、法務省は、①技能者については、日本社会への積極的有用性、及び日本人による代替不可能な場合、②技術者については、日本社会への有用性、及び日本人による充足が困難な場合、に入国、在留を認めている。

外国人を採用している大企業へのヒアリングによれば、「1、2の例外はあるもの大体認められている」とのことで、この規定の弾力的運用により「事実上」緩和しているようである。

しかし、「単純労働者」は認めていない。5の「出稼ぎ外国人労働者の実態」の個々のケースでみた問題は、賃金の不払い、ピンはね、労働災害上の保護などは、行政当局に申し立てれば、権利の保障がなされるが、このことによって入管当局に通報され本国へ強制送還されてしまうといった恐れがあるために訴えられないケースがほとんどである。

したがって、第1の問題は「入管法」で原則禁止されている労働目的の入国、とりわけ、いわゆる単純労働の禁止が妥当かどうかの問題になる。第2に、現在違法とされる「労働」環境をこのままの状態に放置してよいのか、が問われねばならないであろう。

(2) 「入管法」の「労働目的の原則禁止」について

①国の基本的考え方⁽⁵⁾

報道を見る限りにおいて、ヒトの市場開放の「外圧」や、「国際化」の進展による外国人労働者へのニーズの高まりから、各省庁とも国内労働の原則禁止と言う現状から一定の緩和の方向で検討しているように見受けられる。

88年2月の報道では、この問題について政府としてまとまった対策を打ち出すため、入管行政に係わっている法務、外務、労働、警察の4省庁で、定期的な協議の場を設け、同年6月頃を目途に何らかの対応方針をまとめる予定で

あるという。

国の各関係省庁の間には大別してつぎの2通りの考えかたがある。

ア．現在認められている熟練労働者に加えて、技能工など中間技術者まで枠を拡大しようとする考え方

この考え方は、単純労働者の受け入れは原則禁止、との方針を堅持したまま一定の枠を拡大し、現在認められている頭脳・熟練労働に準じる新たな層を設ける仕組みである。中間技術者の対象としては、「ホテルマンなどサービス業で外国語を使う部門やエンジニア、看護婦、秘書などが考えられるとされている。

この考えは、労働省内部で根強いものがあると言われている。

イ．労働ビザ発給で単純労働者の受け入れを認める考え方

労働ビザ方式は、単純労働者を雇い入れる企業が雇用証明書を出し、政府が審査したうえで労働許可証と併せて労働ビザを発給する仕組みで、西独、フランスなどの西欧諸国で先例がある。永住許可とは異なり、3年とか5年の1定の期限を設けるとともに、期限を勝手に延長した場合には、企業や事業主に罰則を科すというということも考えているという。

この考えは、外務省にあるといわれている。

②「単純労働者の受け入れを認めない考え方」に対する反論

ここでは、上記アの論拠と考えられる主張を紹介し、それに対し検討してみよう。

ア．労働力の供給源に着目して、技術者は有限であるが、単純労働者は無限の供給があるため、職種の制約をせずに労働市場を開放することは、労働需給のバランスを崩し、雇用不安、労働条件の悪化を招くという主張⁽⁶⁾

▷ 単純労働者の供給は「無限」であるかもしれないが、このことが、即職種を制約する根拠とはならない。なぜなら、「総量規制」やイの方法など、他の方法でも、その「無限性」を「有限」に変えることは可能なのだから。

また、例えば単純労働の象徴としてマスコミなどに取り上げられる「工員」という「職種」は、熟練を要するものから軽易なものまで様々である。このように、どこまでが「単純」で、どこまでが「中間技術」の職種なのか区分けが

難しいのである。このことは、「単純」「中間技術」と言う区分けそのものが妥当性を欠いていると言えるのではあるまいか。

イ. 現在は、どの国も外国人の単純労働者を受け入れていないから、わが国も受け入れるべきではないという主張⁽⁷⁾

▷ 西ドイツ、フランスといったヨーロッパ諸国では、60年代の高度成長期に受け入れた労働者の失業問題や、一時的な労働移民から永住移民に変わり始めたことにより、その対策に苦慮しており、基本的には原則禁止になっている。

しかしながら、海外労働白書によれば、アメリカでは現在において「単純労働者」の受け入れがなされているのである。アメリカ合衆国内で供給が不足している分野での熟練および未熟練の労働者について、アメリカ人の労働者では代替できないこと、労働条件が他のアメリカの労働者に影響を与えないことを証明したうえで移民が認められるとされている。これによって85年に11千人の労働者が認められたという。

さらに、移民以外で労働が許可されるビザに「アメリカ国内で同種の労働者が得られない一時的労働者」があるが、このビザで年平均3万人の労働者が入国している。その多くは、農業の季節労働者やウェイトレス、家事手伝いであるとされ、いわゆる「単純労働」に従事する労働者である。

ウ. いままで労働移民を受け入れて来たヨーロッパ諸国では、外国人労働者の定住化が進み、それに伴う教育、福祉、保健、雇用といった深刻な問題が起きているため、単純労働者は受け入れるべきではないとの主張⁽⁸⁾

▷ 確かにこの定住化問題は重要であると考えられるが、この主張には「外国人労働者」と「外国人単純労働者」とを混同しているきらいがある。

すなわち、「中間技術者」であっても定住化の問題は起きるのであり、職種の違いではないと考えられる。むしろ、受け入れる数の問題のように思われる。

また、雇用面では、不況期におけるヨーロッパでの外国人労働者の失業率の高さ（83年西ドイツでは、外国人の失業率が14.7%、全体では9.1%）が問題とされ、「景気の調整弁」の働きをしていると指摘されている。しかし、この失業率の高さは、不況期には採用年数の少ないものから解雇していくという、独特の雇用慣行によるものとも考えられ、わが国の場合にそのまま当ては

めることは妥当ではない。

いずれにしても、「外国人労働者」を受け入れることは、財政的負担となって跳ね返ってくることは間違いないであろう。しかし、この問題は、現在のわが国の地球社会における立場を踏まえたうえで、西欧諸国の現状を前向きに検討すべきであろう。

エ. 治安が悪化するという主張⁽⁹⁾

▷ 警察庁の発表によると86年に検挙した外国人犯罪は、2,537件、1,626人で10年前に比べると件数で5.8倍、人数で4.7倍に増えていると報じられている。出身地別にみると、台湾系が31%と最も多く、アジア地域で全体の約80%を占めている。

主要国籍別外国人入国者数(85年)におけるアジア諸国からの入国者が、全体の51.7%を占めていることから判断するとアジア諸国出身の外国人の犯罪の比率が高いと言える。

この点を捉えて、アジア人が全体の99.2%を占める出稼ぎ外国人労働者の増加が犯罪の増加につながるという見方も出来るが、これらの犯罪にはプロの国際犯罪組織によるものがあるという点に留意する必要があるだろう。

入国管理局の資料⁽¹⁰⁾には、台湾マフィア、中近東の泥棒組織「フェジー」、パキスタン人冊子販売グループがわが国に進出し、犯罪を重ねているケースが紹介されている。彼等は偽造パスポート等で入国していたという。

アジア人による犯罪と出稼ぎ外国人労働者とを短絡的に結びつけることは厳に慎まねばならない。

また、「単純労働者」であるから、「アジア系」外国人だから犯罪を犯すという考えは、職業やアジア諸国そのものに対する偏見、差別意識の現れと見られてもしかたがないであろう。

最近、出稼ぎ外国人労働者による犯罪が報じられるようになったが、彼等が犯罪と結びついているのではなく、むしろ「不法就労」という事実上「無権利」状態に置かれているからこそ、そこまで追い込まれているという見方をする必要はある。この状況のあるべき方向に是正していくことに目を向けるのが望ましいと思われる。

③出稼ぎ外国人労働者受け入れに向けての検討

ア. 「単純労働」に強いニーズが存在すること

出稼ぎ外国人労働者が働いている、土木建設業やメッキ、プラスチック加工、製本工場といった中小零細企業に根強いニーズがある。そして、最近では、サービス業の分野にまで徐々に広がってきていると言われている。

出稼ぎ外国人労働者を雇っていたメッキ工場の社長の「日本人が1人来たら外国人を1人減らすつもりで、あちこちに求人広告を出した。でも結局1人も集まらなかった」と報じられたように、日本人が嫌う職種(11)の存在があげられる。「キツイ、キタナイ、キケン」といういわゆる3キ労働がその代表であろう。

サービス業については、日本経済新聞社が87年12月～88年1月にかけて行った調査がある。この調査によると、国内の主要流通・サービス企業152社のうち、外国人労働者を採用している企業は66社（パート・アルバイトを含む）で、全体の43.4%を占めている。

図9 採用職種の比率

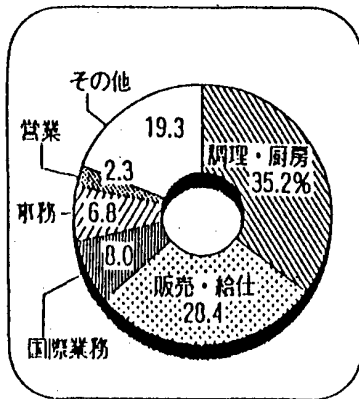
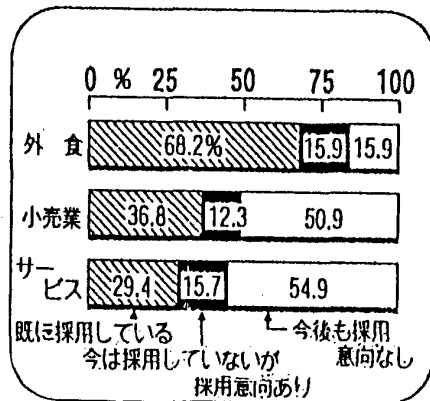


図10 外国人労働者の雇用実態



出所 日経流通新聞 88年1月26日付

業種別にみると、図-10にみるとおり、外食産業が68.2%と最も採用が進んでおり、今後採用する意向の企業も、15.9%あり、外国人採用の傾向が、今後ますます強まるものと思われる。また、図-9で職種別にみると外食産業の「調理・厨房」や「販売・給仕」といった比較的単純な労働を、外国人に委ねているケースが多い。

ここで働く外国人労働者の多くは、留学生や就学生であるが、「不法就労者」も少なからずいると推測される。

最近のアルバイト市場は、基本的に働く側の売り手市場と言われている。外食産業のアルバイトは、時給が高い仕事がほかにたくさんあるので大学生に敬遠され、このため各企業とも高校生や主婦のパートで補っているが、時間帯によってそれも困難になっているという。このことが、外国人労働者への根強いニーズとなって現れる大きな要因と言える。

イ. 今後ますます「単純労働」へのニーズが強まっていくと予想されること

わが国の労働力の供給をみると高齢化時代を迎え若年労働力の不足が予想される。とりわけ、団塊の世代の子供が成人する10年後には、若年労働者が決定的に不足すると言われている。

他方において、サービス化の流れは今後も続くものと見られることや、合理化、機械化の努力をしても、「きつい」「汚い」「危険」な仕事の残る部分が出てくると考えられる。このため、こういった分野の労働力へのニーズが、今後ますます高まってこよう。

ウ. 海外への企業進出を認めて、外国人の単純労働者を認めないことの矛盾

第1章でみたように、アジアNICS、ASEAN諸国等に、安い労働力を求めてわが国の大企業を中心として工場進出をしている。これは、相手国の国民にとって生活水準の向上につながる反面、わが国においては、「産業の空洞化」を招き、地域にとって雇用の減少につながる危険性が指摘されている。

一方、「単純労働者」の移動も、家族への送金によって相手国の国民にとり生活水準の向上に寄与するし、これを「自由」に受け入れれば地域の雇用の減少につながる恐れがある。その意味で、この2つは表面的には「資本」の移動、「労働力」の移動と異なってはいるが同一の問題であるといってもよい。

アのところでみたように、単純労働力のニーズが強いのは国内市場を対象とする土木・建設業、サービス業、あるいは、海外進出の余力のない中小零細企業である。

相対的に恵まれた企業には「資本輸出」という形で「単純労働」による外国人の雇用を認め、国内に留まらざるをえない企業には、外国人の単純労働者の雇用を認めないという論拠は、説得力をもたないのではないか。

エ. 現在「不法就労」している外国人労働者の人権を守るには、「単純労働」の受け入れを認める必要があること

現在、自治体にとって重要な点は、5の「出稼ぎ外国人労働者の実態」でみたように人権を侵害されている出稼ぎ労働者への対応であると考えられる。彼等の多くは、賃金不払等を訴えれば通報されることを恐れ、耐え忍んでおり、事実上いわば「無権利状態」に放置されているのが現実である。これを解決するには、「単純労働」の一定の枠を認める必要がある。

現状を維持すると、反日感情を抱いて帰国するアジアの労働者が増えることになる恐れもある。

オ. わが国の「国際」的立場から認める必要がある。

ILO 86号勧告⁽¹²⁾では、「労働力の過剰な国から不足している国への労働力移動を促進することは、加盟国の一般的政策でなければならない」とされている。現実には、受け入れ国の政策に左右されているのが現状ではあるが、日本の国力や現在原則禁止となっているヨーロッパ諸国でも既に受け入れて来た経緯があることから判断して、供給源の大きい「単純労働者」を排除することは困難ではなからうか。

また、出稼ぎ外国人労働者につき、87年12月に竹下首相がフィリピンを訪れた際、アキノ大統領が出稼ぎ者に対する規制緩和と待遇改善を要請し、この検討を約束した経緯がある。

さらに、ウルグアイ・ラウンド（多角的貿易交渉）のサービス業の自由化問題では、労働者の移動を自由化すべきだという主張が強まっていると伝えられている⁽¹³⁾。

7. 外国人労働者に関する提言

提言1. 外国人労働者受け入れの見直しにあたっては、職種による制限を設けない「入管法」の改正が望ましい

6の「問題の検討」でみたように、「単純労働」に対する根強いニーズが中小零細企業を中心に存在し、今後もサービス化、高齢化の進行によってこの傾向はますます

ます強まるものと考えられる。

一方、アジアNICSなど一部の国を除くアジア諸国において、わが国との経済所得格差の縮小の気配が見られず、わが国に対する「労働力供給」の圧力が依然として続くと考えられる。

わが国の世界に対する貢献や「労働力供給」の圧力を緩和する立場から、相手国に対して経済協力、企業進出によって経済的に寄与することが言われている。これも重要であるには違いないが、わが国の国内市場を対象とする建設、サービスといった業種や海外進出の余力のない中小零細企業の労働力へのニーズには応え得ないことになる。

職種を制限して「単純労働」の受け入れを認めないのは、これらアジア諸国の労働力の供給およびこれに対する需要を事実上排除することになり、問題の解決とはならない。

地域においても、現在不法就労している外国人労働者の人権を守るには「不法就労」の枠をはずすことが必要であり、また、長期的にみても「異質の文化」をもった人々が居住することが、開かれた社会への近道であるといえるため、職種の制限を設けずに外国人労働者の受け入れを緩和することが望まれる。

提言 2. 外国人労働者の受け入れを段階的に緩和していく方向が望ましい

外国人労働者の受け入れに関する国民の意識については、87年10月に実施した経済企画庁の委託調査⁽¹⁴⁾がある。これによると、「受け入れた方がよい職種」として「単純肉体労働の職種」は、全体の4.4%と少ない一方、「職種に制限を設ける必要はない」とする者も、23.9%いるという結果がでている。

この問題について国民もかなり戸惑っていることの現れではないかとも考えられる。

従って、現在の時点で無制限に受け入れることは、「異質」なものに対する住民の反発も予想されるため、職種に制限を設けず全体の受け入れ枠を定める方法、あるいは国別の受け入れ枠を設ける方法などによって、段階的に緩和していくことが望ましいと考える。

また、全ての外国人労働者を対象にして労働期間の制限を設けることは好まし

くない。なぜなら、いかなる仕事でも、最初は単純業務から始まり仕事を覚えるに従って、より高度な・熟練を要する職種、業務へと移るのが自然であるにもかかわらず、労働期間の制限はこういった通常の仕事の流れを断ち切ることにつながるからである。雇用主は高度な仕事を任さなくなり、単純労働の状態に固定される可能性が出てこよう。しかも、彼等が母国に帰ったときに技術移転の可能性を断つことにもなり、諸国への貢献といった見地からみてマイナスである。一方において、外貨資金獲得のためだけの、「出稼ぎ」の人に対しては、期間制限を設けることは、差し支えないであろう。

この期間の制限は、出稼ぎ労働者の定住化を回避するための対策として考えられている。しかし、1980年時点における移民、外国人労働者数は、世界全体で少なくとも1970万～2170万人（ILO推計）に達するとされていること、わが国から現在においてもブラジルなどへの移民を送っているという事実があることから判断して、定住化を全面的に拒否することは困難であろう。

したがって、労働期間については長期と短期の2本立の方向が妥当ではあるまいか。

提言3. 現在、事実上無権利状態に置かれている出稼ぎ外国人労働者に対して、人権擁護の見地から対策を講じる必要がある

5の「出稼ぎ外国人労働者の実態」でみたように、現在いる男性の出稼ぎ労働者は、渡航費や「見せ金」など、母国では高額の金を調達できる人でなければ来れないため、母国では何等かの「技術」を持った人が多い。農園主や大学の資格を持っている人、パイロットになりたくて、飛行実習に必要な資金稼ぎにきた人など様々である。

これらの人々は、土木・建設業などの危険な、きつい「単純労働」に従事する一方、無権利状態に置かれている。

(2)で述べたように、「不法」の枠を外すことがこの問題解決の道ではあるが、検討中である現在、他の方法を考えていく必要があるだろう。この人達も「住民」である、人類の普遍的価値である「人権」を保護していくことは社会の基本的な義務であり、これは外国人労働者政策以前の問題であろう。

救済センターなどの窓口を設けることや彼等を支援しているグループへの支援等が考えられるが、「行政」もこの点を踏まえながら、今後検討していくことが求められよう。

提言４．出稼ぎ外国人労働者問題の根底には、同質社会を維持することの是非が問われていることを認識する必要がある

以上、出稼ぎ労働者の問題について検討を加えてきた。一方において働きたい人がいて、他方に雇いたい人がいれば、これで雇用契約が成立し、双方にとって「利益」がある。これを否定する論拠は、既にみたように国民の雇用の場の確保や財政の負担の増大といった「国益」によるものである。しかし、いまやこの意味での「国益」重視の時代ではなくなりつつあることを認識する必要がある。

さらにこの問題の根底には、「日本は、（単一民族による）同質性が高い社会だけに、今の治安の良さ、社会の安定感が崩れないような仕組みを作りつつ受け入れるという配慮が必要⁽¹⁵⁾」であるとか、「単一民族国家を守り続けてきた日本にとって外国人流入に伴う混乱は計りしれない⁽¹⁶⁾」という発言に見られるように、日本社会の「同質性の維持」への考え方があるように思われる。

地球化時代というのは共存共栄の時代である。相互依存関係が強まる中、人類共通の問題が発生して、お互いが同一の問題の解決に向けて、努力、協調していかねばならない時代になりつつある。そのことは同時に多様な価値を認めあう社会へと移行することでもある。換言すれば、「同質」の共存から「異質」の共存へと移行することであろうし、また移行しなければならないとの認識に立つ必要がある。

このことは、一朝一夕には成らないであろうし、すくなく犠牲を払うことが必要になってくる。

しかし、一人一人が地域において、暮らしやすい社会を築くためには、通らなくてはならない道なのである。

この意味で外国人労働者問題は、従来の在日韓国・朝鮮人問題と同様、地域にとって「試金石」とも言えよう。

- 注（１）法務省入国管理局資料とは、「昭和６２年中における入管法違反事件の概況」昭和６３年３月３日、法務省入国管理局
- （２）８７年上期の不法入国者の資料としては、「昭和６２年上半期における入管法違反事件の概況について」昭和６２年１０月 法務省入国管理局
- （３）東京入管・横浜支局の資料については、別添「参考資料」を参照
- （４）フィリピンへの日本企業進出数について、東洋経済新報社「海外進出企業総覧１９８８年版」参照
- （５）外国人労働者に関する国の考え方については、日経・昭和６３年２月１日付、読売・昭和６３年１月４日付、同昭和６３年１月２０日付を参照。また、関係省庁の協議については、朝日・昭和６３年２月４日付を参照
- （６）②アの主張は、『アジア人労働者という“黒船”』・「朝日ジャーナル」昭和６３年３月１８日号、小池和男氏
- （７）②イの主張は、朝日・昭和６２年６月７日付、小池和男氏
- （８）②ウの主張は、中央公論・８８年２月号、手塚和彰氏に詳しい
- （９）治安に関する警察庁の発表とは、日経・昭和６２年１１月１５日付参照
- （１０）入国管理局の資料とは、前出「昭和６２年中における入管法違反事件の概況」
- （１１）メッキ工場社長の談話は、読売・昭和６３年９月２８日付、「新ガイコク人類」参照
- （１２）ILO 86号勧告については、桑原靖夫氏、『「外国人労働」の問題点を衝く』・「エコノミスト」８８年２月２日号参照
- （１３）ウルグアイ・ラウンドのサービス業自由化については、毎日・昭和６２年１１月２０日付、参照
- （１４）経済企画庁の調査とは、「わが国における外国人雇用と国民生活に関するアンケート調査結果について」経済企画庁国民生活局、８８年３月発表、なお個人の調査対象は１，０００人で、うち回答数は８３６人であった。
- （１５）牛尾治朗氏、読売・８７年９月２８日付、参照
- （１６）日経流通新聞・８８年１月２６日付け、参照

2 来国生（らいこくせい）

1. 「来国生」という言葉

いま頻繁に使われる「帰国子女」という言葉を何とかしたいものだと思う。日本の国籍を持つ児童生徒が、外国から帰った後、日本の児童生徒との間にある格差を埋めるてだてを考えると帰国子女問題とされる。あくまでも日本国籍を持つ者を対象にしており、「外国籍をもつ者」は関知しないという響きがある。

しかし、この多くの「帰国子女」達は外国において、現地の学校に受け入れられてきているのである。アメリカやヨーロッパの国においては、現地の学校に日本人児童が何割かに達している現状がある。国籍の何処かを問わずに外国の児童生徒を受け入れるのが常識化している国が多くあり、日本の児童生徒がその恩恵を受けていることが、日本でも広く知られなければならない。日本においても、日本の国籍を持つ児童生徒だけの教育や生活の問題のみを解決しているのでは、グローバル化した社会において重要な義務を怠っていることになる。

従来からの「帰国子女」問題も解決されているわけではないが、この問題を取り上げる時、日本人も含めて国籍を問わず、外国から来た人（帰って来た人）達に何かハンディがないか、そういう視点で対応策が考えられなければならない。また「子女」という言葉には、人格的に未熟な者とか、子女教育となると一段価値の低い教育というような連想をさせ易く、否定的な受け取り方をする人が少なくない。

「帰国子女」という言葉で検討されている諸問題が、外国から来る全て（日本人も外国人も）の児童生徒の諸問題という枠で考えられとき、その解決の糸口が見えるように思われる。こうした児童生徒を「来国生」（らいこくせい）と呼ぶこととし、以下できる限り「来国生」という言葉で、論を進めたい。

2. 来国生の実態

日本に入学する人達を大まかに区分すると、表7の入国者分類のようになろう。このうち、②大学生（留学生・就学生）については留学生問題ということで、また③高校生④中学生⑤小学生の日本国籍をもつ者については帰国子女問題（帰国児童生徒問題）ということで、既に各方面で検討がなされ対応策がとられている。とこ

ろが、外国籍をもつ者についての対応は②大学生（留学生・就学生）以外、対応策が無いに等しい状態である。

表7 入国者分類

日本に入国する全ての人達に言葉や習慣の違いからくるハンディを認め、それを埋めるてだてをしていくことが望ましいが、ここでは、③高校生④中学生⑤小学生の教育面に視点を置き、この来国生の問題点を探ることとする。

- | |
|---------------|
| ①社会人 |
| ②大学生（留学生・就学生） |
| ③高校生 |
| ④中学生 |
| ⑤小学生 |
| ⑥幼児 |

来国生が上述のように国籍を問わず日本に入国して来る児童生徒とすると、その中には帰国児童生徒（日本の国籍をもつ者）も含まれるが、統計的なものは、帰国児童生徒以外には無い状態であり、来国生の実態は把握し難くなっている。現在は、来国生の実態については個別の例を探しだして、調べる以外に方法がなさそうである。

しかし、在留外国人は1986年（昭和61年）末で、867,237人、総人口の0.7%になっている（※1）。ますます増加傾向にある時、この子供達を日本の教育機関が受け入れを考えないでは済まされなくなっていくことは確かであろう。

注 ※1 1988年1月26日 日本経済新聞「在留外国人、最高の86万人」

参照

3. 帰国児童生徒の現状

まず、早くから対応策が考えられている帰国児童生徒について、その現状を調べることが来国生への対応策に繋がってくると考えられる。従って、以下に帰国児童生徒の現状を概観してみる。

（1）海外在留児童生徒の就学状況

1987年（昭和62年）度、海外に在留する児童生徒（小中学生）は41,155人であり、このうち、全日制日本人学校（82校ある）に在学する者は16,430人（39.9%）、現地校に在学する者が24,725人（60.1%）となっている（表8）。高等学校レベルでは、現地校またはインターナショナルスクールに通う者が多く、一般的傾向として、先進地域では殆どが現地校で教育を受け

ている。海外在留児童生徒数は、年々増加してきておりこの傾向はさらに続くものと考えられる（※2）。

表8 海外存留邦人数と同児童生徒（小中学校）数の推移

年度	区分	海外在留	海外在留	(内訳①)	(内訳②)
		邦人数	児童生徒数	日本人学校在籍者	現地校在籍者
1979	(昭和54)	181,008人	24,289人	10,882人(44.3%)	13,407人(55.7%)
1980	(昭和55)	193,820	27,465	12,365(45.0%)	15,100(55.0%)
1981	(昭和56)	204,731	30,200	13,834(45.8%)	16,366(54.2%)
1982	(昭和57)	215,799	33,333	14,841(44.5%)	18,492(55.5%)
1983	(昭和58)	223,601	35,663	15,097(42.3%)	20,566(57.7%)
1984	(昭和59)	228,914	36,223	15,456(42.7%)	20,767(57.3%)
1985	(昭和60)	237,488	38,011	15,891(41.8%)	22,120(58.2%)
1986	(昭和61)	251,545	39,393	15,811(40.1%)	22,582(58.9%)
1987	(昭和62)	未集計	41,155	16,430(39.9%)	24,725(60.1%)

(外務省調べ)

ここで、顕著になっていることは、日本人の海外在留児童生徒の半数以上が現地で教育を受けており、その数も年々増加しており、さらに日本人学校在籍者との比較においても率も年々あがってきていることである。

注 ※2 1988年2月14日 朝日新聞「海外転勤命じられたら」参照

(2) 帰国児童生徒の現状

海外に長期間在留した後、帰国する児童生徒も年々増えている（表9）。

表9 学校種別・年度別・帰国児童生徒数

学校種別 年度別	小学校	中学校	高等学校	計
1979 (昭和54)	4,563人	1,420人	581人	6,564人
1980 (昭和55)	5,127	1,500	867	7,494
1981 (昭和56)	5,723	1,874	873	8,470
1982 (昭和57)	6,215	2,275	1,073	9,563
1983 (昭和58)	6,304	2,258	1,224	9,786
1984 (昭和59)	6,207	2,291	1,280	9,778
1985 (昭和60)	6,325	2,567	1,288	10,180
1986 (昭和61)	6,466	2,531	1,501	10,498

(文部省調べ)

これら帰国児童生徒を地域別に見ると（表10）、1986年度の場合大半が首都圏（65.4%）であり、帰国児童生徒問題も首都圏に集中した問題となっていることがわかる。

表10 帰国児童生徒の地域分布

全国で10,498人					
東京	神奈川	千葉	埼玉	京阪神	その他
3,249人	1,827人	1,223人	577人	1,386人	2,236人
(30.9%)	(17.4%)	(11.6%)	(5.5%)	(13.3%)	(21.3%)

(文部省調べ)

(3) 帰国児童生徒の受入体制

義務教育段階での帰国児童生徒の受入体制としては、現在①帰国子女教育学級、

②帰国子女教育研究協力校、③帰国子女教育受入推進地域、④各教育委員会指定帰国子女教育推進校、それに⑤帰国子女受入私立校がある。

①帰国子女教育学級は、帰国後に日本の教育を受けるに当たって問題のある児童生徒を受け入れ、教育指導を行うと共に、帰国児童生徒教育に関する一般的実践的研究を進める学級である。主に国立大学付属小中学校に設置されている。特殊学級方式と混入学級方式がある。

②帰国子女教育研究協力校は、帰国児童生徒を積極的に受け入れ、その教育方法について研究を進める学校である。多くが混入方式により帰国児童生徒を受け入れ、校内に帰国児童生徒の指導体制を整えている。

③帰国子女受入推進地域は、広く地域ぐるみで帰国児童生徒に関する実践教育と指導並びに受入体制を整備するため、1983年（昭和58年）から7都府県15地域を（文部省が）指定した。推進地域には、センター校が定められ、センター校を中心に各学校間が連携を深め、地域内の学校が一体となって帰国児童生徒教育の充実に努めようとするものである。

（4）帰国児童生徒の問題とは何か

異文化の下で長期間生活した児童生徒が、帰国後日本社会に適応しようとする際多くの問題に直面する。1982年（昭和57年）の文部省の調査によれば、次のような問題のあることがわかっている。

①日本に帰国後、特に困った事柄

- ・日本語で言いたいことがうまく言えない。
- ・友達づきあいが難しい。
- ・生活習慣や礼儀作法にとまどう。
- ・勉強の仕方が分からない。
- ・学校で教わるのが難しい。
- ・宿題が多い。
- ・学校にいる時間が長い。
- ・学校の休みが少ない。
- ・学校のきまりが厳しい。
- ・体育やスポーツがうまくできない。
- ・日本語がよく分からない。

②児童生徒の日本へ帰国するに当たっての不安な事柄

- ・日本の学校の授業内容についていけるかどうか。
- ・日本の高校や大学に支障なく進学できるかどうか。
- ・帰国児童生徒を受け入れる学校が、自分の帰る地域にあるかどうか。
- ・日本で友達ができるかどうか。
- ・日本の気候風土、生活環境に適応できるかどうか。
- ・日本語が上手に話せるかどうか。
- ・海外での経験を活かせるかどうか。
- ・日本に帰国せず現地に滞在できるかどうか。

③海外在留中に保護者が持っている不安な事柄

- ・日本の学校の授業についていけるかどうか。
- ・日本で友達ができるかどうか。
- ・日本の気候風土、生活環境に適応できるかどうか。
- ・日本の高校や大学に支障なく進学できるかどうか。
- ・日本で上手に日本語が話せるかどうか。
- ・帰国児童生徒受入校が自分の帰る地域に設置されているかどうか。
- ・日本企業に就職できるかどうか。

(5) 臨時教育審議会答申

日本の教育が時代の変化に対応するためには数々の改革が必要であるとの考え方が、臨時教育審議会の答申にも出されている。1986年（昭和61年）4月に出された第二次答申において、「日本の学校の望ましい在り方は、日本語のできない外国人の子供が進んで入学してくれるようにすることにある。そのような学校になれば、日本人の帰国子女や海外子女の問題もおのずから解決の方向に向かっていくものとする。」としている。さらに、1987年（昭和62年）4月の第三次答申では「国際的に開かれた学校を設置したい。」とし、同8月の第四次答申で「我が国の教育を国際的に広く開放し、国際社会の中に生きる良き日本人、よき一人の人間の育成を期して、国際化に対応した教育の在り方を絶えず反すうしつつ、日常的な実践を積み重ねなければならない――」と述べている。

この臨時教育審議会の答申も、今後の社会のグローバル化を「新しい国際化の時代」と呼び、今後人的交流がますます活発化し、その拡大とともに文化摩擦が生じ

ようと予測している。そして、このような摩擦をグローバル化社会の常態と考えることを基本に置いていることに注目したい。

4. 来国生の扱い

(1) 来国生受入の実態

来国生のうち日本国籍をもつ児童生徒の状況は比較的把握されているのに比べ、外国籍の児童生徒の状況は調査も少なく、個別の事例を調べる以外に方法がない状態である。事例の多い教育面での個別事例から判断する限り、外国籍の児童生徒の日本の学校への受入は、不十分な状況にあると言える。

東京学芸大学（中西晃教授）の調査（1984年調査）によると、外国人の児童生徒の入学希望があった場合に、教育委員会の対応は、表11のようになっている。

表11 外国人児童生徒の受入調査・教育委員会回答

①日本語に問題のない児童生徒の場合	
・一般の転入学と同じに扱い、在住地の学校へ編入する。	(61.9%)
②日本語が理解できない児童生徒の場合	
・父母・学校長と相談し特別の配慮が必要な場合、学年を下げて編入させる。	(15.5%)
・保護者と話しあい、条件により受け入れる。	(11.3%)
・日本語習得機関で日本語を習得した後受け入れる。	(10.3%)
・一般の転入学と同じ扱い。	(8.2%)
・日本人の帰国子女と同じ扱いをし、回復教室等で取り出し指導をする。	(8.2%)
・そのような事例がない。	(8.2%)

(東京学芸大学調査)

ここでは、外国人児童生徒が、日本語が問題がない場合には一般の転入学と同じに扱われている（それでも60%である）が、日本語が理解できない場合には（これが殆どと考えられるが）一般の転入学と同じに扱うのは8.2%、日本人児童生徒と同様に扱うのも8.2%と低い率であることに注目すべきであろう。

1988年（昭和63年）3月22日に、東京都新宿区の公立中学校で、台湾から帰化した生徒が教諭を刺殺するという事件が起こった。この事件は、来国生に関する多くの問題点を世間に投げかけている。言葉のハンディや環境になじめない来国生への対応が現場の一教諭だけに重くのしかかっていたのではないか、抜本的な対応が、緊急に必要な時期に来ていると思われる（※3）。

注 ※3 1988年3月23日 読売新聞 「帰化生徒が犯行自供」 参照
1988年3月24日 朝日新聞 「言葉の壁が心の壁に」 参照

（2）来国生の個別事例

外国から日本の小中学校へ転入してくる児童生徒は、その教育環境や文化的背景がまちまちで一概に状況を捉えることができない。数多くのヒアリングの結果、日本の受入体制については、自らの日本社会への適応の度合に応じて評価するようになるものではないかと断言したい思いにかられることがある。

ここでは、日本国籍であるが外国人らしい外見をもつ来国生の経験を、その母親の話からまとめてみた。日本社会の一面を浮彫りにしているように思われる。

外国からきた人達の大きな悩みの一つは児童生徒の教育である。まず、日本の公立学校の来国生を受け入れたくない雰囲気を感じる。特に外国人に対しては拒否的態度である。国籍が日本であっても、外見が外国人に見える場合は、まず拒否反応がある。「変わった人」が入学してくることによって、学校は今までの平穏が破られ、予測もつかないことが起こりそうな不安にかられるようである。①学校、②教師、③父兄、④児童生徒、⑤地域社会、それぞれの反応は以下のようである。

まず、①学校である。地域の学校に入学しようとする、「言葉はどうですか」「日本の給食は食べられますか」等を聞きながら、出来ればインターナショナルスクールに行ってくれないか、という気持ちが読み取れる。婉曲に拒否したい本音が言葉の端々に出てくるほか、入学後何かあった時にも「ですからインターナショナルスクールが良かったのですよ」となる。自分の学校に受入体制を確立するのではなく、それが確立している所へ行けばいいでしょう、という考え方が根強くある。

②教師については、時代がグローバル化しているという認識に乏しいのではないか。知識は別として、実際の対応が遅れている場合が少なくない。国際理解教育の

講習会があっても出席する教師は少数である。国際理解のない教師が来国生の担任に当たるということは決して珍しいことではない。児童生徒が来国生を差別するような発言をしても、注意をしないし、もともとそれに気づかない。クラスの人気は40人を超えており、個々の児童生徒にまで目が届かないことも一因となっていよう。いきおい個性よりも、みんな一緒に画一的に、という方向に向かう。画一性は、えてして異文化で育った来国生の行動を無意識に邪魔なものに見なしてしまう。目立った行動をすると、クラスでは、これを戒める空気があり、教師もこの空気は咎めるほどに悪いことだとは意識もしていない。来国生の多くが、目立たないように、非常に内向的になる例がある。

③父兄である。母親の参観日に行くと、「あれ一外人」「外人よ」という囁きが聞こえる。一度こういう経験をすると「もう絶対に学校にはこない」と思う。距離を置いて並び、話し掛けてくる父兄はいない、「本当に寂しい、悲しい」と母親は思う。欧米の学校は、児童生徒だけでなく父兄をも教育する場と考えられており、この立場から学校に提言すると「親の面倒までみきれません」となる。外国人の家族が来たら、学校が仲介して、その家族が住みやすいように地域の適切な父兄に支援を依頼するのが常識化している社会があることが知らなければならない。

④児童生徒には、国際理解教育の遅れが目立つ。スポーツ大会において、相手から「なんだ外人のくせして」というヤジを聞いた時、応援していた母親は、スポーツの審判には、そんなとき注意が出来るような素養が要求されていないのだろうかと思いながら、その試合中泣きとおしたと述懐している。理解できないことがあつたら先生に聞けと言っても、何か聞けば、「そんなこと外国人は分からないのか」と他の生徒が言う。これには随分傷つくものだが、先生も注意しない。

⑤地域社会には、「弱い人を助ける」という教育が出来ていないように見える。外国人の子供が登校の際いじめられていても、これを注意する大人をみたことがない、という。子供がどんなに苦しんでいるか、それを思う心がないのか。誠に冷たい社会だという気がする。外国人が地域に住むようになると、町内会の役割など順番で廻ってくるが、来日直後で言葉も不十分であっても、この順番を変えるとか、支援するとかという考え方がないようだ。

5. 横浜市立元街小学校

横浜市立元街小学校では、1988年2月現在児童の全体数が763人のうち、外国籍の児童数が86人（11.3%）である。毎年、中国から来る児童が多く、1981年（昭和56）から、日本語教室（週3日午前中のみ、専門の教師が担当する）を開設し、1984年度（昭和59年度）から1987年度（昭和62年度）まで文部省の帰国子女教育研究協力校ともなっている。帰国児童生徒に限定せず、来国生を対象にしており、ここでの実践が地球化時代の日本の学校教育の先例になるように思われる。

同校が出版している「中国引揚者子女教育を中心とした帰国子女教育実践例集」には、様々な事例が克明に記述されており、示唆に富む。以下にこの小学校での来国生の扱いを要約しておきたい。

①来国生に対する基本的態度

来国生を受け入れる際の基本的な考え方は、来国生の不安を出来るだけ早く取り除いてやることである。それには、言葉だけでなく、在籍するクラスや友達の雰囲気、さらには学校全体から地域にいたるまでの広い支援体制が確立されなければならない。学級経営のあり方としても、現在たまたま来国生が在級しないからといって国際理解教育を怠ってはならず、いつ来国生が転入してきても対応できるような環境を整備しておくことである。「他を排斥しようとする狭い仲間意識ではなく、広く外へ広がる仲間意識、他人を思い遣り、個々を大切にしあう仲間意識へ」と高めておきたい。来国生が早く友達を作り、日本社会で直面する不愉快な感情を乗り越えていける「たくましい心」を身につけ、できれば、来国生が次に来る新しい来国生の力になるように育ててほしい。

②級友の協力

学校での生活がうまくいくかどうかは、他の要因にもまして級友の協力がどの程度あるかにかかっているようである。来国生に対する直接の教育の他に、これを受け入れるクラスへの教育が欠かせない。「友達と楽しく遊べたことや、勉強や宿題を教えてもらったことが大変嬉しかった」と述べる来国生が多い。来国生の成長は、クラスの児童生徒の協力によるものだとする意見が多くみられる。

③地域、教師

来国生の担任がどんなに力を入れても、それには限界があり、ある時には地域の人々、学校内では担任以外の教師の理解と協力が必要になってくる。新規来国生の言葉の理解のために、地域の人々に頼る例は少なくない。中国からの来国生の場合のように、数種の中国語があるため、複数の通訳によって初めて意志が通じる、従って地域の複数の人の協力を依頼するということがあるからである。また、学校内の全教師の協力と理解が必要なことは言うまでもない。

④クラスでの指導

来国生の在籍するクラスでは、来国生を支援する意味で「正しい日本語を使おう」というような指導がなされるが、実はこれがクラス在籍者自身の言葉やマナーの訓練になっている。「どれぐらいで日本語がしゃべれるようになるの」という質問に、「クラスみんなが、どれぐらい本当の友達になれるかによるよ」と答えている例があり、クラスの児童に「言葉のわからない児童が転校してきたら、どのようにしてあげるか」と聞いてみたら、「身振り手振りで歓迎してあげる、親切にしてあげる、日本語を教えてあげる、あたたかく迎えてあげる、一緒に遊んであげる、助けてあげる」といった答えが返ってきたとも報告されている。また、「日本語と中国語の二ヵ国語が話せるということは素晴らしいことなのだ」というような話をし、クラスで考えてもらい、異文化の価値を教える場にもしている。

⑤来国生本人の積極性

来国生が日本の学校に慣れるには、相当の努力と負担を強いられる。これを克服するのは、本人自身の積極性が必要になってくる。日本語教室に通ってくる児童は、日本語の世界を広げていくために地道な努力を重ねており、積極的に問いかけたり、口真似しようとする姿勢が良い結果を生んでいる。一般に、来国生がクラスで何か仕事を担当するようになると、クラスから認められ、信頼されるようになり、大切な仲間として見られるようになる。

⑥来国生に教えられること

異文化を持つ来国生からは、日本の文化で生活する人達に大きなインパクトを与えることが多い。「来国生から教師やクラスの児童が、いろいろなことを学ばせてもらった」という記述がある。日本の慣習や常識とされる考え方に対しても疑問を投げかけ、その変革すら意識させることがしばしばあるようである。

6. 外国の現地校で日本の児童生徒はどういう扱いを受けているか

日本の児童生徒が外国の現地校に約6割受け入れられていることは既に述べたが、その児童生徒達がどのように扱われているのかについて、いろいろな事例が紹介されている。国により地域により人により異なるが、いずれも日本での扱いと比較して話され、日本社会がグローバル化する際に参考になることが多くある。

現地校は当然その国の教育制度によって教育を行っているため、日本の学校の教育内容と大きく異なっている。また、アメリカでは州によって制度が異なり、イギリスや西ドイツでは義務教育も複線型になっている。学年の開始時期も、2月（オーストラリア等）3月（韓国等）4月（スリランカ等）8月（西ドイツ等）9月（アメリカ、イギリス、カナダ等）と異なっており、どの学年に編入するかの問題が生ずることになる。

多くの国が一般に、外国人児童生徒の受入れに柔軟に対応しており、まず年齢に相当する学年に入学することを考えるが、語学力を考慮して、学年を下げて入学させる例もある。公立校ではあまり費用を要せず、入学の条件も語学力を問われることはあっても、一般に外国籍の児童生徒は自国のそれと同じ取り扱いとなっている。

現地校では、来国生で言語の未熟な者に対して、さまざまな語学教育を行っている。アメリカの公立校では、きめ細かな語学指導を特別の制度をつくって行っており、多くの来国生がこの恩恵を受けている。渡航前に、言語の心配をするのが一般的だが、アメリカに関する限り、「渡航前に英語の習得に力を入れる必要はない、渡航後に指導出来る十分な制度を用意している」と言われている。

鎌倉市内に事務局を置く「教育の国際化をすすめる会」がまとめたアンケート調査結果（1984年8月調査）から現地校の受入状況等を拾ってみると、以下のようである。

①現地校の受け入れについて良い点

- ・教師の姿勢として広い心、指導がよく親切、異人種の受け入れに寛大、個々の児童生徒に応じた教育がなされている。
- ・個性を尊重し、画一的な型にはめることをしない。
- ・ボランティア精神がよく浸透し、地域ぐるみで学校を暖かく援助している。

②現地校で困った点

- ・生活習慣の違いから、マナーの悪いのに驚いた。
- ・行儀が悪い。

③しつけについて

- ・あいさつは厳しくしつけられる。
- ・意見や不満があるときは、はっきりとそれを表明することを通して、お互いに理解を深める。
- ・生活を円滑にする最低のマナー、相手の独立心や気持を尊ぶことを、具体的、体験的に教えている。

④生活・習慣について

- ・奉仕の精神が実によく根づいている。
- ・大人のマナーの良さに感心する。
- ・大人と子供の生活のけじめがはっきりしている。
- ・他人の言動に左右されることなく、常に我が道を行くという態度
- ・困っていればだれかが手を差しのべてくれるが、こちらが黙っているだけだと、心を開いてくれない。

7. 来国生に関する提言

提言 1. 国籍にかかわらずなく、地域に来た児童生徒の教育は、地域が責任をもつこと

まず、自国籍の児童生徒だけを扱うという狭い範囲から脱却すること。地球化時代の人材育成の責任は地域にあると認識し、国籍の如何にかかわらず、日本に来る児童生徒を「来国生」として、教育しなければならない。帰国子女問題は来国生問題へ幅を広げて検討されるべきである。

地域に住む人が何かのハンディを持つとすれば、地域の人達が手助けをしていくのは当然のことである。来国生は言葉や習慣の習熟においてハンディを持つものであり、本人や学校だけの努力では克服が難しい、地域のあらゆる人達の協力が不可欠である。

提言 2. 来国生の家族をも支援すること

来国生本人への支援の必要性は比較的認識されてはいるが、その家族、中でも来国生の母親への対応が忘れられがちである。来国生の家族が日本社会の中で隔離された状態になることは珍しくない、来国生本人のような教育を行う制度になっていないからである。言葉の不十分な状態から脱却出来ずに、生活の上で困難に直面する毎に内向的になっていく。相談するところもなく、悪い場合には離婚や自殺という結果すら生じてしまっている。これに対しては、「外国人妻の会」「東京英語いのちの電話（TELL）」等ごく少数の相談機関がボランティアで対応しているのが現状である。

これも、周囲の人達が、来国生だけでなくその家族をも支援することを考えなければならないし、こうした家族が日本語教育を受けられるような施設も必要になってこよう。更には、来国生を扱う学校が、来国生の家族をも支援の対象とするようになることが望まれる。

提言 3. 来国生を迎えるために、学校や地域が変わらなければならない

日本社会の来国生への対応は、この20数年来あまり変わっていないと指摘し、特に入国直後の外国籍の児童生徒に対しては改善の兆しさ見ええないとする評論を聞いたが、我々の収集資料からもそうした見解が説得力をもっているように思われる。いままでの状況認識はともかくとして、現段階では来国生問題について積極的な対応策を探る意欲が社会一般に感じられない（帰国子女問題として論じられている部分を除いて）。しかし、近い将来、来国生の数が飛躍的に増えることは確実であるから、現在のままでは来国生問題は深刻化する一方であることは予想に難くない。この状況を踏まえるとき、今、日本の学校や地域は意識的に変わらなければならない。

改めて、従来の「帰国子女問題」の取り組みを検討してみると、幾つかの時代遅れの点が指摘できる。例えば、①帰国子女は、日本人だから、日本語や日本の習慣

が身につくのが当然と考える。②外国人の入国児童生徒は受け入れる必然性はないが、日本人児童生徒の迷惑にならなければ受け入れてもよい、という実態がある。

しかし、日本人の海外滞在も長期化したり、海外で誕生する例も多くなると、日本国籍の帰国児童生徒と外国籍の入国児童生徒とは何等変わらなくなってくる。また、世界の中に占める日本の位置を考慮するとき、日本に来る外国籍児童生徒の教育は行われるべきであろう。

従って、学校は、国籍にかかわらず来国生を受け入れるものとするところである。とりわけ重要な点は、受け入れ側の学級や学校であり、その児童生徒の態度である。抽象的な知識だけの「異文化・異なる価値の認識」では済まされず、現実具体的な異文化・多様な価値と接触していかなければならないのである。これを忌避するかどうかの選択の余地もない。確信してきた価値基準を剥がし取られ、修正される苦痛を味わうことになるであろう。教育の場ではさらに広く国際理解教育（この場合は地球化理解教育と言ったほうが適切であろう）が行われなければならない。異文化を認める教育を行い、日本語の性急な習得に固執しない教育も必要になってこよう。地域によっては外国語による教育が必要なのではないか。グローバル化した時の人の動きは速い、短期滞在の児童生徒も当然受け入れるようにしたい。先進諸国のこれに関する実態を学ぶべきであり、日本の現状の問題点についてケーススタディーを多数行うことによって、具体的な解決策が見出せるように思われる。

地域は、「地域と地域の子供」の関係から、「地域と世界の子供」の関係に変わっていくことを直視して、変革していかなければならない。現在、地域と地域の子供の関係は、お互いに無関心であり、地域の人には子供に出来るだけ干渉しない風潮が出来上がってしまっている。少なくとも、地域の人が地域の子供達を積極的に育てる状況ではない。子供達同士の問題で周囲の助けが必要な時にさえ無視するのが常態となってしまったと言えなくもない。

このままの地域に来国生が増えた状態を想定してみれば、いま一度「地域は変わらなければならない」と思われる。子供同士の言葉のやりとりの中でさえ、埋合うことの出来ない異種の思考様式がぶつかり合い、疎み合うのに、周囲の大人達がこれを放置しておく社会は、来国生にとっては、恐ろしく無秩序な社会であり、規律も指導もない社会とみえるであろう。

地域は子供達に無関心ではいられなくなってきた。地域の子供達にも来国生

にも、積極的な育成指導の行動が求められている。地域が、都市化社会の歪みの修正だけに終わらせず、来国生を迎えることによって地球化時代に相応しい再生を遂げられるのではないかと考える。

提言4．来国生は、地球化時代の先達であると考えること

来国生の特性を挙げれば、多言語能力があり、学習態度が積極的、自主的である。性格が率直、明朗、自立自助の精神が旺盛或いは、個性的で創造力に富むと言われている。このような生活態度を忌避する社会、「外国にいたことを隠すことが都合がよい」社会は、地球化時代に存在出来ないと考えたい。

来国生の多くが、弱者を助け、奉仕する精神を尊ぶ社会で生活してきている。視野が広く柔軟な思考力を持ち、日本に対する認識も客観的であるとすれば、来国生を地球化時代の先達として扱うべきであろう。

今や、公害、資源、環境、食料、労働問題等に見るように、経済活動の拡大とともに、一国の問題が一国の中では解決出来なくなっている。地域の問題が地球規模に発展し、その解決策も地球規模の取り組みを必要とするようになってきた。あらゆる枠組が地球規模で考え直さなければならないとき、こうした問題を自らの問題として生きてきている来国生は、地球化時代に生きる我々に具体的な指標を与えてくれると思われる。

3 留学生

1. 増え続ける入国者

1987年（昭和62年）10月に入国後3カ月のバングラディシュからの留学生が孤独な衰弱死をするという衝撃的なニュースをきっかけに、日本のマスコミは外国人居住者の問題を頻繁に取り上げるようになってきた。日本への入国者が増え続けており（表12）、この人達を適切に受入れていない日本社会の現状が浮彫りにされるようになってきた。

表12 出入国者数の変遷 (単位人)

	1955年(S30)	1965年(S40)	1970年(S45)	1975年(S50)	1980(S55)	1985(S60)
日本人 出国者	42,900	158,827	663,467	2,466,326	3,909,333	4,948,366
外国人 入国者	55,638	291,309	775,061	780,298	1,295,866	2,259,894

(法務省入国管理局・1987年発表より)

日本に外国人が居住し始めた頃には、その数も場所も限定されていたために、異文化移入の役は果たしたとは言え、日本社会を変革する程の力にはなり得なかった（表13）。

表13 神奈川県内・在留外国人（外国人登録）数の変化

1880年(M13)	1900年(M33)	1920年(T10)	1926年(S1)	
3,837人	5,523人	7,980人	4,208人	

1950年(S25)	1960年(S35)	1970年(S45)	1980年(S55)	1985年(S60)
24,189人	32,949人	40,079人	41,664人	47,737人

(神奈川県統計より)

当時の受入体制は「これらの外国人をどう扱うか」の意識で済んできており、「これら外国人の存在によって日本社会がどう変わらねばならないか」という考えが出てこようもなかったのである。しかし、近年の外国からの入国者の増加は、日本社会に変革を迫りだしたと、いや更に日本社会が自ら変革しだしたと捉えなければならぬであろう。

経済や政治、それに文化のグローバル化が、日本人にとって不可欠であるとの認識が広まっているが、これは今や世界の殆どの人々にもあてはまることであろうし、そのことはそれぞれの国民が外圧によって外国人や異文化を取り入れているのではなく、自らを変革しながらそれらを取り入れ易くしているよう思われる。このグローバル化の傾向はさらに続くというのが大方の見方であろう。しかし、そこには変革に伴う「軋み」も顕れよう。日本における外国人居住者の中で、留学生に焦点をあてて、現状と問題点を探ってみる。

2. 留学生と就学生

留学生と一般的に言うとは外国から勉学のために来日している人を総称するが、日本への入国ビザの関係では、日本の大学院、大学、短期大学等で学ぶ人達だけが留学生であって、その準備段階にある日本語学校で学ぶ人、その他各種専修学校で学ぶ人は就学生として区別している。この区別でいう留学生に関しては、法的な整備が比較的なされている（これとても問題が多くあるが・※1）が、就学生の方が増加傾向にあり（表14）、多くの問題を抱えている。従って、留学生問題といわれることの多くが実は就学生問題であるとも言えよう（※2）。

表14 新規入国留学生・就学生数

	1983年 (昭和58年)	1984年 (昭和59年)	1985年 (昭和60年)
留学生	3,912人	4,329人	4,797人
就学生	3,448人	4,140人	8,942人

(法務省入国管理局・1987年発表より)

留学生のビザは「在留資格 4-1-6」、就学生のビザは「在留資格 4-1-16-3」であり、ビザの滞在期間や行動内容に差異がある。就学生は、留学生とは異なった在留資格により短期に在留期間を付与されて入国している。また、入国後のアルバイト等の扱いが（昭和 58 年 6 月から）許可を要しないように緩和されたが、これは留学生についてだけである。

しかし、出入国管理以外の場面において、留学生と就学生の区別はあまり意味をなさない。従って、以下区分が明白な場合以外は、この法的な留学生と就学生の区別に従わず、包括して留学生として扱う。

- 注 ※1 1988年2月7日 朝日新聞 「不安定な日本留学」 参照
1988年3月2日 The Japan Times 「Foreign students here hurt
by yen's appreciation」 参照
- ※2 1988年2月3日 朝日新聞 「学生は命の綱渡り？」 参照

3. 東南アジアからの留学生

留学生の国籍を調べてみると、東南アジアが最も多くなっている（表15）。

表15 新規入国者・内訳（1985年）

留学生 総計 4,797 人				就学生 総計 8,942 人			
アジア 3,299				アジア 6,921			
台湾	794	インドネシア	76	台湾	2,184	インドネシア	50
韓国	907	シンガポール	30	韓国	2,064	シンガポール	42
マレーシア	143	タイ	182	マレーシア	181	タイ	177
中国	943	イラン	11	中国	1,199	イラン	44
フィリピン	80	インド	39	フィリピン	250	インド	20
香港	11	その他	83	香港	41	その他	669
ヨーロッパ	227			ヨーロッパ	765		
アフリカ	45			アフリカ	42		
北アメリカ	1,008			北アメリカ	900		
南アメリカ	157			南アメリカ	70		
オセアニア	54			オセアニア	231		
無国籍	7			無国籍	13		

（法務省入国管理局発表より）

東南アジアからの留学生の増加、これは日本と東南アジアの経済的緊密化を如実に反映したものと考えられる。かつては、東南アジアの人々にとって日本企業は就職の対象ではなかった、まず欧米の企業がそれであった。これが今や日本企業の東南アジア進出とともに、企業が人を要求しだした、しかも欧米企業に劣ることのない条件が提示されるようになったのである。

また、留学生の中には、日本人がそうであったように、国の将来を背負って勉学に励み、自分の努力が国の将来に直結しているという人達も少なくない。

日本国内での就職を希望する留学生も増加しており、企業の中には、日本に伝統的な人事制度を改めてこれに対応する例も出てきている。

東南アジアからの留学生について、日本の競争社会の中では取り残される場面が多かろうという見方をされることがあるが、実はそれぞれの国内でも熾烈な競争があり、例えば入学試験では日本よりも熾烈な受験競争が行われているところもある。また、その多くが非常に逞しい生活力を発揮しており、中には日本の勉学環境をむしろ厳しさが無いとして批判的な人もいる。

神奈川県内の留学生数を調べてみると、1982年から86年の間に、（神奈川県内の学校への留学生は）529人から1039人に増加しており、この中ではアジアからの留学生が同じく458人から984人へと増えている（表16）。

表 16 神奈川県内の短大・大学・大学院への留学生

1986(昭和61)年6月		1982(昭和57)年6月	
総計	1,039人	総計	529人
アジア	984人	アジア	458人
台湾	442	台湾	188
韓国	206	韓国	56
中国	152	中国	97
その他	184	その他	117
アフリカ	6	アフリカ	11
中南米	17	中南米	7
北米	2	北米	24
西ヨーロッパ	6	西ヨーロッパ	11
ソ連・東欧	19	ソ連・東欧	14
大西洋	4	大西洋	4
その他	1	その他	—

(神奈川県留学生実態調査より)

4. 保証人

留学生が直面する難問の一つが「保証人」である。まず、入国ビザ取得に際して、続いての入学、借家、アルバイト、就職の際の殆どに「保証人」を要求されている。保証人制度が、留学生への大きな壁になっている。

(財)アジア学生文化協会（東京都文京区本駒込）で留学生相談を引き受けている栖原暁氏によると、東南アジアからの留学生の例として、留学生は保証人が必要であることにまず驚き、「自国では多額の借金をする時か、牢獄から出る時に必要なのが保証人である。きちっと仕送りがあっても保証人、何が何でも保証人と言われる。日本人は外国人を信用していないのですね。」と話すという。保証人がみつからないために日本への留学を諦める人もいると言われている。「アジアからの留学生の支援活動を」している(財)アジア学生文化協会でも、その活動の中心の一つが「保証人引き受け」になっている。

さて、保証人は何をどの程度保証するようになっているのであろうか。日本に伝わる慣習をその内容が時代にそぐわなくなっていることにも気づかずに、外国人に強要しているように見えるのである。

まず、入国保証である。これは法務大臣宛で、①法令を守らせる。入国目的以外の活動しない、法令を遵守するよう監督する、②いざの時の費用（生活費、帰国旅費）を負担する、③いかなる場合でも身元引き受けをする、となっている。個人が保証人になる場合には、職業証明や納税証明が要求される。保証人は財産面での負担から遵法の監督まであらゆるものを含み、額面どおりに受け取れば過大な責任であり、とても保証人を引き受ける人は出てきそうにない。（1984年（昭和59年）6月に入国手続きの合理化措置がとられ、自治体、在日在外公館、入学予定校又はその経営母体等の保証書でも足りるという取り扱いにはなっている。）実際には、この保証は形式化しており、法務省（入国管理局）が保証人に責任を負わせる例はないと言われている。しかし、それなら、保証内容を減じて保証人を引き受け易くするとか、入国保証そのものの存在を検討すべきである。

次に、入学や奨学金申請、学費免除申請等学園生活の際の保証である。これは、財産上の負担保証はまだしも、何を保証しようとさせるのか不明の点が甚だ多い。習慣を継承しているに過ぎないものがあるのではないか。意識的に見直してみる必

要があろう。

さて、就職の際の保証である。現在日本では就職の際に保証人を立てることが慣例として行われている。日本人の場合は、周辺に社会的信用を得ている親密な人がいて、苦もなく保証人を引き受けて貰えることが多い。しかし、これも正式に依頼するとなると「ご迷惑はかけません」と述べ、何等かの贈り物をするようなことが社会通念的に行われている。このような保証人を依頼するには、長い交際があつてはじめて可能であることを思いおこす必要がある。

法律的には、就職の際の保証はいわゆる身元保証である。これには二種類あり、労働者の賠償責任を保証するに留まるもの（狭義の身元保証）と、労働者の責任に関係なく（例えば罹病）その雇用による雇用主の損失をことごとく担保するもの（身元引き受け）がある。身元保証に関する法律（1933年(S8)一法42）が保証人の責任を制限はしたが（身元保証契約の存続期間を3年或いは5年とした）、この内容も奴婢や徒弟制度を前提にしたものであり、現代の雇用形態にそぐわないとの批判がある。改めて一般に行われている身元引受保証書をみると「採用されました本人の身上について及び本人の行為より生じた損害につきましては一切引き受け弁償いたします」と厳しい。保証人或いは引受人の責任軽減と雇用主の法的責任の確立が望まれる。

日本人は習慣的にこれを克服してきているが、外国人には厚い壁になっている現実を直視し、日本社会が変わっていかねばならない、保証制度を変えなければならぬ。保証のための印鑑を一つ押すのに一万円とか、多額の金と引き換えに印影を使わせて貰っている留学生がいるとも言われている。

1988年（昭和63年）1月に中国からの留学生が入国後10日たたないうちに東京で病気になり、その治療費の扱いについて保証人との連絡の様子が新聞で報道された（同年2月2日朝日新聞）。保証人は本人とは面識もない、本人は手数料を払って仲介者に依頼した。仲介者は、身元保証書、入学証明書取得料、アルバイト先紹介料、一時住まい提供料を受け取っている。治療費になると、保証人は「私は知らない」の一点張りであるという。留学生が医療費や負債を払えない場合、入国ビザに関しての身元保証人は滞在費、帰国旅費などを負担する義務があるが、それを怠っても罰則はない。違反しても、以後保証人にさせないぐらいのものである。

保証人制度についてはいろいろな改革が検討されている、しかし、適切な解決策

は見出せないままである。保証協会の設置を考えた例があるが、形式を整える保証になると一定の期間で保証を切らざるを得なくなる。善意の保証が一定期間の経過とともに消滅（保証期間経過とともに以後は保証しませんとの意）となることが、逆に戸惑いとなると考えられ、実現していない。

日本の中でも外資系企業に、企業が判断して採用した職員の責任は企業自らが負うという考え方から、保証人を要しないという例がある。せめて留学生が（もちろん日本人も含めて）アルバイトする際には保証人は不要としたいものである。

5. 日本語学校

日本への留学生の多くが日本語を習得するために、日本語学校へ入っている。留学生の増加は当然に日本語学校の増加を招いている。しかし、この日本語学校に関しては多くの問題が派生しているのである。

日本語学校に設立基準はない、講師の資格も、授業内容の基準もない。日本語学校は東京都の渋谷、新宿、中野の周辺に密集し、しかも乱立している（1988年2月現在400校を超える）と言われている。経営難からの倒産は珍しくない。留学生を対象にした日本語学校を経営すると、人件費が殆どを占める教育に加えて、入国、宿舍、日常の世話、進学の世話、これらを学校が引き受けることになる。多くの利益の発生する可能性は少ない。いきおい定数や教育方法に無理がでやすくなる。日本語学校の中には、海外（特に東南アジア）に学生募集のためのエージェントを置いているところもあり、これらに支払われる募集費用（リベート）がマスコミで取り上げられたこともある。これは、留学生に関する情報とりわけ日本語学校に関する情報が適切に行われていないことを物語っている（※3）。ここで発生している問題は、留学生側に問題があるのではなくて、これを受け入れる日本社会或いは日本人の責めにかかるものであることが認識されなければならない。多くの留学生を迎い入れようとする今、改めて日本語学校の在りかたを問い直す必要が感じられる。

日本語教育が市場ベースにのせられないものであるとするなら、国或いは自治体の役割の中に入れることが考えられる。市民のボランティアが幅広く活躍できる分野であろう。なお、1988年（昭和63年）1月には、文部省が日本語学校の基準づくりに着手することが報道されている。15人の専門家による検討会議を発足

させ、外国人が日本語を学ぶ目的に応じて、学習期間、教育内容、適正学生数などの具体的な基準を策定しようとするものである。

注 ※3 1988年2月16日 毎日新聞「看板に偽り—怒る留学生」 参照

6. 語学力

日本語習得の難易について論じられることがあるが、留学生が日本語に苦勞していることは事実である。しかし、留学生に個人差はあるものの、一般に日常会話は比較的早く習得している。漢字圏からの留学生は新聞を読むようになるのにあまり時間を要しない。問題は学業に必要な言葉の理解である。通常、大学の講義は最初殆ど理解出来ないという、大学一年で20%、二年で50%、三年で70～90%理解出来るようになっていわれている。（日本語習得の難易にかかる研究は多数行われているが、結論が明確になっているわけではない。）

しかし、大学や専門学校で何かを身に付けるのだという明確な目的意識のある留学生は言葉での脱落はまずないという。何となく日本に憧れて来たとか、就労目的であったという場合は別として、通常、日本語学校、大学と通算五年で充分学習の目的を達する程に語学力がついていくことを知らなければならない。

日本語習得の過程においては、留学生は明らかにハンディを持ちながら生活をしている。言葉の上達は、周囲のかかわり方が大きく影響することを考えると、受け入れる日本社会や日本人の意識的なサポートが必要になってくる。

1988年（昭和63年）1月31日に（財）日本国際教育協会が「日本語教育能力検定試験」を東京で行った。日本で初めてのものであり、4,800人という多数が受験したことが話題をよんだ。海外での日本語学習者は50万人、国内では3万5千人の外国人が日本語を学んでおり、教える方は4千人前後で力量まちまちということがこの試験実施の背景にある。

日本語教育に何等かの基準をもたせ、質の高い教育が行われるような環境づくりを行うことは必要であるが、これが、受験教育産業と類似化してくることや多様な学習機会を排除することにならないような配慮を常に持ちつづけたい。子供や若者の言葉、生活の場で使われる生きた日本語は画一な日本語教育では得られないであろう。

ここに、語学学校や行政以外に、市民の活動の場が存在する。外国人に接し日本語を使う際には、明確な日本語を使いたいし、個々の市民がそれぞれの生活の場で日本語の教師になるべきである。

7. 奨学金

留学生は、その費用負担の内容によって、国費留学生（日本政府が奨学金を出す・大学院生の場合月額176,500円支給されている）、公費留学生（国等が派遣している）、どこからも費用支援を受けていない私費留学生に分けられる。

私費留学している人達が奨学金を受けようとする、これは難しくなっている。通常、日本語学校に在学している間はまず受給できない、大学一年も二年もない、三年になってようやく受給する人がでる。勉学を断念するひとが出るのはこの3年間である。留学生で勉学を断念する人の多くが言葉ではなくて、経済的理由からであるといわれる。

現在外国人留学生は約2万2千人、このうち私費留学生は約1万8千人という調べもある。私費留学生に対して、国や自治体或いは企業は何等かの策を講じなければならないだろう。今の留学生数に見合った奨学金を支出することを考えなければならない。日本に古くからあった出世払い貸付（奨学金）などが出来ないものであろうか。

自治体においても外国人留学生に対して奨学金を支給する動きが、以下のように出てきている。

①武蔵野市・昭和63年度から・月5千円

②横浜市・昭和63年度から・月1万円・市内在住で市内の大学で勉学する者
150人

③宮城県・昭和63年度から・月1万円・私費留学生50人対象

④埼玉県・昭和63年度から・月5千円・住居費として・県内在住の私費留学生
300人

⑤静岡県・昭和63年度から・年6万円・教材補助費として・150人（※4）

また、横浜市内の企業が外国人留学生への奨学金支給を目的として財団法人を設立した例（1988年2月1日・マスタ国際交流教育財団・基金2億円・月4万円・神奈川県内に在住の留学生、研修生・毎年10人を対象・※5）もある。この財

団設立の動機も、わが国の留学生援助は遅れている、何とかしたいというものであった。ようやく地域に留学生支援の気運の芽が出てきたと言えるかも知れない。これが更に自治体の予算の中でも違和感なく組み込まれるようになる必要がある。

注 ※4 1988年2月13日 朝日新聞「留学生援助の輪拡大」 参照

※5 1988年2月3日 朝日新聞「外人留学生に奨学金」 参照

8. 排他性

誰しも、留学生が快適に勉学できる環境を作りだしたいと望んでいるが、それでも日本社会は住みにくい、排他的であるとの批判がよく出される。日本人が鎖国的意識を持っていた長い時代に、日本人は自分達に誠に住み心地好い社会構造を作り上げ、均一で質の高い文化の創造に価値を置き続けてきた。そこに出来上がったものは、日本人にとっては極めて快適な社会構造であるが、今や外国からの留学生にとっては、とても理解出来ないほどの住みづらさ、不快感を醸し出すものになっている。

鎖国社会から国際社会へ、さらにグローバル化へと急激に変化することは容易に予測でき、時代の流れと共に日本社会の排他性も変わっていくに違いないが、個々の地域や個々の日本人を対象にして考えると、自らが先取りするような意識で排他性を除いていく責任があるように思われる。

一般的に、留学生は日本での学園生活の中で日本人の友を作ると考えられているが、キャンパスでは友人が出来にくいものであるという。最初は親切にしてくれる日本人学生も、次第に遠ざかってしまうことが多い。これは、言葉や行動にハンディのある留学生に、日本人学生が「関わり切れない」との意識を持っている現れと説明される。言葉や文化面にハンディをもつ人達を無意識に疎外する態度が、留学生にとっては「差別」であり、「排他的」である。これら日本人学生も、今後のグローバル社会の到来や、現状の排他性の打破の必要性を知識としては十分に持ちながら、この現状であることを考えると、日本の伝統的社会構造は「頑迷固陋」であり、問い直しを迫られているということができよう。下宿を探せば外国人であるが故に断られ、道を歩けば外国人と指さされるというような排他性の例は枚挙にいとまがないが、これらは留学生の日々の生活の場で起こる日本人の意識の遅れの表れ

であろう（※6）

政府は、1983年（昭和58年）8月に「21世紀への留学生政策懇談会」が留学生を10万人受入構想を発表したのを受けて、これを推進する意向であると言われている。施設面や奨学金等の条件の整備も急がれるが、何より、日本社会が留学生に対して排他性を顕さない方策を真剣に検討することが必要であろう。

注 ※6 1988年3月5日 The Japan Times 「Foreign students face accomodation problems」 参照

9. 留学生に関する提言

提言1. 留学生だけでなく就学生についても、支援を拡充すること

一般に「留学生」と言えば、日本に勉学のために来ている外国からの学生を意味するが、法律の上ではこれを「留学生」と「就学生」に区分しており、それがために、支援も「就学生」を除いて検討されることがしばしばである。現在数の上でも就学生の方が多く、言葉をはじめ生活上での問題も深刻である。「就学生」も含めて留学生問題として、支援を拡充していかなければならない。

提言2. 留学生の入国にあたっての保証人制度を廃止すべきである。また、他の保証人制度を改正すること

留学生が入国するに当たっては、日本人の保証人が必要とされている。また、入国後のあらゆる社会活動の中で、伝統的な保証人制度が、留学生を当惑させている。知人がいなければ留学できないこととなり不合理であるとともに、こうした制度を悪用した営利行為が東南アジア地域の留学生を対象に行われているとも言われ、ひんしゆくをかうことがある。

事実上効果のない入国ビザのための保証人の廃止や、慣行として存在する保証人制度を限定した保証人制度に改めるべきである。少なくともアルバイト採用の条件として保証人を必要とするような慣行は終わらせることである。

提言 3. 日本語教育の充実をはかること

いま日本語学習の気運が世界的に広がっていると言われるが、日本語学校には経営や教育内容に基準があるわけではなく、乱立状態で、倒産も少なくない。日本語を教えることを営利目的とした結果ではないかとの批判が出されている。しかし、こうした状態が、日本語教育の内容や教師資格を厳格に法制化することによって解決するとは思えない。

日本語教育には多様な主体による、多様な内容が必要になってくるであろうから、自治体や地域のボランティア、個人が、広く係われる余地を認めながら、営利行為等の制限が検討されるべきである。既に、自治体によっては、神奈川県国際研修センターの例にみるように、外国からの研修生を受け入れ、技術研修に加えて日本語教育を行っている。こうした動きが広がることが望ましい。

提言 4. 支援内容を見直すこと

留学生を同僚と考えることが、その支援内容を高めることにつながっていくであろう。留学生に生活の上で起こる不便は、地域の人達が留学生を同僚として扱う、ちょっとした心遣いで解消できることが少なくない。

まず生活のために不可欠になっているアルバイトについては、留学生であるが故に劣悪な条件が提示される例が伝えられ、また特に東南アジアからの留学生が排他性や差別を強く感ずる場面だと言われている。地域の事業関係者に留学生の特質を活かしたアルバイトの分野の設定を期待したい。また、劣悪な条件を許さない意識が地域に広がる必要があると思われる。

留学生の言語能力の不足は、時の経過とともに解決していくものではあっても、大きなハンディとなっている。日常生活の中で日本語力を高めるための手助けは、周囲の人達が正しい日本語を使うことが必要であろう。一方、グローバル化した日本社会では、日本語に固執しない場面を認めることも必要であろう。地域や学校において外国語による情報や講座が増やされることが望ましい。

留学生への物資支援について、多くの人達が留学生のために衣類を提供する美談が新聞紙上等で報じられることがある。これが見ず知らずの人に渡るのではなくて、地域に住む人が、その留学生の個性や必要の状況を知りつくした上で、同僚にプレゼントするように手渡すことができないものであろうか。物資の支援は是非そんな形で行うべきである。

提言 5. 留学生を受け入れるため、地域環境の整備を行うこと

留学生の中には反日的感情をもちだす人が少なくないと言われる、この原因として、生活の場である地域が住み難いことが挙げられる。周囲の人、住居、緊急時の対応策、生活情報等々、地域環境の良否が留学目的の成否に繋がっているとも言えよう。各自治体で行っている市民相談機能を拡大して、留学生相談も行うようにしたい。全ての自治体に奨学金支給制度を望み得ないにしても、留学生が仕送りの遅れや入院等緊急に必要な生じた時の用立制度は設置を考えられるべきである。

最も難しいといわれる住居問題は、国や自治体の留学生用住宅対策を待つ他に、地域において個々人が余った部屋にシャワー一つ付けるぐらいの手を加えるだけで大きく解決の方向に向かう。留学生が地域の人として快適に住み、地域の人達との触れ合いが出来れば、特に子供達との触れ合いが可能になれば、多様な世界を地域で直接知る手掛りになるに違いない。それぞれの地域で留学生を迎える環境整備をする必要がある。

提言 6. 国は、世界に向けて留学生情報をだすこと

日本からの留学情報は、外国には適切に伝わっていない。日本語学校や大学等はそれぞれ各自で情報を出しているに過ぎない。日本全国のもを一覧できる資料はなく、個別のものも英語で書かれたものが少ないと言われる。

国は、世界に向けて、適切な留学情報を発信すべきである。21世紀に10万人の留学生受入れを考えているとすれば、まず、10万人以上の人達に日本を留学先として検討するに足る十分な情報を提供する体制を作らなければならない。

参考資料

1. 入管法違反事件引渡し・引継ぎ件数(人員)

(東京入国管理局 横浜支局 資料)

1 全国 年別, 男女別

項目 \ 年別	58	59	60	61		62	
				上半期		上半期	
男	1,102 人	1,222 人	1,644 人	1,207 人	3,325 人	2,571 人	5,636 人
女	3,666	5,608	6,009	3,126	7,248	4,640	8,493
計	4,768	6,830	7,653	4,333	10,573	7,211	14,129
男の%	23.1	17.9	21.5	27.9	31.5	35.7	39.9

2 横浜支局 (神奈川県内)

(1)年別, 男女別

項目 \ 年別	58	59	60	61	62
男	43 人	67 人	133 人	261 人	477 人
女	169	362	341	356	350
計	212	429	474	617	827
男の%	20.3	15.6	28.1	42.3	57.7

(2) 国籍別・違反態様別（神奈川県内）

昭和62年

国籍 \ 違反態様	不法入国	不法上陸	資格外活動	不法残留	刑罰法令違反	計
フィリピン	15(10)	6(3)	9(6)	600(320)		630(339)
タイ				85(69)		85(69)
中国		1	9	22(13)	6(1)	38(14)
韓国・朝鮮	2(2)			19(5)	4(3)	25(10)
Bangladesh		1(1)		17(17)		18(18)
パキスタン				15(15)		15(15)
コロンビア				3	1	4
マレーシア				3(3)		3(3)
アメリカ				2(2)		2(2)
イギリス				2(2)		2(2)
アルゼンチン		2(2)				2(2)
カナダ				1(1)		1(1)
フランス				1(1)		1(1)
エジプト				1(1)		1(1)
計	17(12)	10(6)	18(6)	771(449)	11(4)	827(477)

(3) 身柄の態様別（神奈川県内）

昭和62年

出頭申告	身柄受領	摘発	引継	計
382(201)	277(152)	163(120)	5(4)	827(477)

(注) 括弧内は、内数で男である。

(4) 寿町ドヤ街が居住地であった者

昭和62年

	男	女	計
出 頭	79	6	85
身 柄 受 領	10	6	16
摘 発	16	2	18
計	105	14	119

(1) 全員フィリピン人である。

(2) 総数のうち、ドヤ街居住者 14.4%

(3) フィリピン人男のうちドヤ街居住者 31.0%

2. 地方公務員の外国人採用関係

(1) 公務員採用に関する国籍条項の有無

	なし＝一般技術系	あり＝医療技術系	あり＝技能労務系		なし＝一般技術系	あり＝医療技術系	あり＝技能労務系
北海道	小樽 砂川 夕張 歌志内 網走 深川 美唄 富良野 虻別 赤平 名寄 滝川	函館 釧路 帯広 北見 岩見沢 江別 登別 伊達	釧路 帯広 北見 岩見沢 江別 登別 伊達 士別	岐阜	大垣 土岐 各務原	高山 多治見	高山 多治見
東京	八王子 調布 東村山 秋川	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 足立区 三鷹 葛飾区 昭島 田無 府中 東村山 武蔵村山	品川区 文京区 台東区 三鷹 青梅 昭島 田無 福生 武蔵村山 府中 東村山 狛江 東久留米 秋川 稲城	大阪	岸和田 摂津 守口 泉佐野 松原 茨木 寝屋川 吹田 箕面 羽曳野 四条畷 大東 富田林 池田 和泉 柏原 堺 枚方 東大阪 高石 泉大津 藤井寺 河内長野 貝塚 門真 交野 八尾		
神奈川	平塚	厚木 海老名	厚木 海老名 南足柄	京都	向日 長岡京 八幡	綾部 宇治 宮津 城陽	舞鶴 綾部 宇治 宮津 城陽
埼玉	朝霞 越谷 志木 草加 秩父 所沢 八潮 和光	北本 行田 熊谷 狭山 戸田 新座 鳩ヶ谷 深谷 富士見 蕨	上福岡 川越 行田 熊谷 坂戸 狭山 戸田 新座 鳩ヶ谷 深谷 富士見 蕨	兵庫	相生 赤穂 芦屋 尼崎 川西 伊丹 加古川 加西 三田 洲本 高砂 宝塚 龍野 豊岡 西宮 西脇 姫路 三木		
千葉	東金 勝浦 君津 四街道 佐倉 茂原	野田 流山 富津 八千代 柏 浦安 松戸 習志野 我孫子	鴨川 野田 流山 富津 八千代 浦安 鎌ヶ谷 木更津 習志野 我孫子	広島	竹原 府中 三原	福山 因島 呉 東広島 三次	福山 庄原 東広島
愛知	豊橋 岡崎 瀬戸 半田 春日井 津島 碧南 刈谷 豊田 安城 西尾 大山 常滑 江南 尾西 稲沢 東海 知多 知立 豊明		小牧	山口	新南陽	山口 防府 下松 岩国 徳山 小野田	長門 防府 下松 徳山 宇部 小野田 光
				福岡	筑紫野 小郡 柳川 山田 中間 甘木	直方 行橋 福岡 豊前 北九州 大川 宗像 飯塚	直方 行橋 福岡 太宰府 田川 春日 大野城 豊前 大川 飯塚

出所 「コリア就職情報」 3号、コリア ファミリーサークル

(2) 都道府県別 外国籍公務員採用実績

		事務系	一般技術系	医療技術系	技術労務系			事務系	一般技術系	医療技術系	技術労務系			事務系	一般技術系	医療技術系	技術労務系
千葉	千葉川橋川津市戸 鴨船市君八松	1		1 2 1 2 2 3	1	愛知	津島屋橋田井川牧沢城 豊名古屋日 名豊半春日 豊小稲新	1	1	1 7 2 1 1 3 2 3 1 1	4 1	兵庫	宝塚 尼崎 高砂 西宮 神戶 神屋 川西 明石 伊丹	6 1 1	1 1 8 1 1 1	40 1 2 1 1 1 12 3 3 2 4 1	1 3
埼玉	岩槻 春日 越谷 草加			6 1 1 1 4 8		岐阜	大垣			4 1		広島	広島 因島			2 7	1
神奈川	横浜須賀浦 三藤沢崎和原塚 川大小田塚 平	1		14 2 4 1 7 3 2 2	1 数人 2	大阪	堺方 枚東大阪津口 守大原田面田 松吹箕池柏貝 岸和岸田木 次大東	2 1 3	2 1 1	3 3 4 2 3 1 4 2 1	2 1 2 1 2	山口	下関 光井 柳			1 1 2	1
東京	青梅 稲城 中央区 江東区 目黒区 世田谷区 杉並区 豊島区 葛飾区 八王子 日野			1 1	1 1 2 1 2 3 1 1 1	京都	舞鶴			2		福岡	大牟田 田中 筑後			7 2 1 1	

出所 前出「コリア就職情報」3号

●'86年度調べ

主要参考文献

〔総論〕

1. 『国際化の意味』 矢野 暢 NHKブックス
2. 『地域からの国際化』 チャドウィック・F・アルジャー 日本評論社
3. 『都市の国際化政策の課題』 鈴木祐司 都市問題・87年7月号
4. 『日本人はどう変わったか』 祖父江孝男編 NHKブックス
5. 『国際化時代と日本人』 栗本一男 NHKブックス
6. 『文化の国際化とは何か』 山崎正和 中央公論・86年11月号
7. 『文化の否定性』 青木 保 中央公論・87年11月号
8. 『いまこそ思想的転換を』 入江 昭 世界・87年12月号
9. 『特集・国際化の進展と都市』 都市問題研究・87年7月号
10. 『「地球化」を迫られる座標軸なき国家・日本の迷走』 鈴木孝夫
季刊 ECONOMICS・TODAY：88年冬号
11. 『通商白書』 62年版
12. 『1987年・世界と日本の貿易—ジェトロ白書・貿易編—』 日本貿易振興会
13. 『地球白書』 レスター・R・ブラウン編著 福武書店
14. 『環境白書』 62年版
15. 『地球生態系の危機』 石 弘之 築摩書房
16. 『森が危ない』 NHK取材班 日本放送出版協会

〔各論〕

▷「外国人労働者」関係

1. 『「外国人労働」の問題点を衝く』 桑原靖夫 他
エコノミスト・88年2月2日号
2. 『ちょっと待て外国人労働者の導入』 手塚和彰 中央公論・88年2月号
3. 『特集・じゃばゆき現象から視えてくるもの』 地方自治通信・87年3月号
4. 『オランダにおける外国人移民（マイノリティ）対策の動向』

5. 『海外労働白書』昭和63年版、労働大臣官房国際労働課編 日本労働協会
6. 『フィリピンはもっと変わる』ピースボート99編 第3書館
7. 『フィリピンはもっと近い』アジア太平洋資料センター編 第3書館

▷「来国生」関係

1. 『国際化時代の教育』東京学芸大学海外子女教育センター・昭和61年7月
2. 『バイリンガル・バイカルチュラル教育の現状と課題』
東京学芸大学海外子女教育センター・昭和60年8月
3. 『帰国子女教育センター研究紀要1、2、3、4』
各々 昭和57年10月、58年12月、60年8月、62年6月
4. 『帰国子女教育実践事例集』横浜市立元街小学校・昭和60、61年度版
5. 『地域社会の国際化』季刊自治体学研究30号、1986年
神奈川県自治総合研究センター
6. 『海外教育相談ハンドブック』神奈川県教育委員会・昭和60年12月
7. 『海外から帰国するみなさんへ』63年度版
神奈川県教育委員会・昭和62年11月

▷「留学生」関係

1. 『在留外国人統計』60年度版・法務省
2. 『在日留学生の学習と生活条件に関する研究』
(財)アジア人口開発協会・昭和61年7月
3. 『出入国管理』昭和61年度版、法務省入国管理局編
4. 『県内留学生実態調査』神奈川県企画部・昭和61年6月

講師・ヒアリング等の協力者一覧

(敬称略)

〔総論〕

1. 鈴木祐司 法政大学教授 「テーマの絞り込み、方向性について」
2. 菅井憲郎 鹿児島県国際交流課長 「自治体の国際交流について」

〔各論〕

○ 「外国人労働者」関係

1. 宮島 喬 お茶の水女子大学教授 「ヨーロッパにおける外国人労働者問題について」
2. 渡辺英俊 東京女子大学講師
カラバオの会・代表 「フィリピン国内の生活実態と外国人労働者急増の背景について」
3. 原田三好 カラバオの会・事務局長 「神奈川における外国人労働者の実態と問題点について」
4. 東京入国管理局・横浜支局 「神奈川における外国人労働者の統計などについて」
5. ㈱リクルート・人材企画部 「企業が採用する外国人労働者の現状と問題点について」
6. 山一証券(株)・人事部 「 同 上 」
7. 日本電気(株)・海外人事部 「 同 上 」

○ 「来国生」関係

1. 中西 晃 東京学芸大学教授 「来国生の受け入れについて」
2. 吉村ロイス 評論家 「国際結婚した外国人の家庭と教育について」
3. 岡田アンナ 評論家 「外国人生徒と日本の学校について」
4. 宝田良一 元街小学校P. T. A役員 「外国人と日本の社会について」
5. 中嶋 茂 元街小学校教諭 「元街小学校の来国生教育について」

6. 斎藤 繁 教育の国際化をすすめる会 「帰国児童生徒について」

○ 「留学生」関係

1. 栖原 暁 (財) アジア学生文化協会 「留学生の現状と問題点について」

2. 武村 均 神奈川県国際研修センター 「神奈川県が受け入れている技術研修生の現状について」

(なお、県関係者については多数にわたるため、除かせて頂いた)